

後期高齢者医療制度の概要

(平成29年度版)



山梨県後期高齢者医療広域連合

目次

I	後期高齢者医療制度の沿革	-----	P 1
II	後期高齢者医療広域連合の組織	-----	P 2
III	後期高齢者医療制度の概要		
	1 制度の運営としくみ	-----	P 3~P 6
	市町村負担金の状況 …… (P 5・P 6)		
	2 被 保 険 者	-----	P 7~P 10
	被保険者数の推移 …… (P 8)		
	年齢区分別の状況 …… (P 9)		
	異動事由別の状況 …… (P 9)		
	市町村別被保険者数 …… (P 10)		
	3 保 険 料 の 賦 課	-----	P 11~P 16
	所得区分別の状況 …… (P 14)		
	軽減被保険者の状況 …… (P 14)		
	保険料賦課状況 …… (P 15・P 16)		
	4 保 険 料 の 徴 収	-----	P 17~P 22
	保険料収納状況 …… (P 19)		
	市町村別収納状況 …… (P 20・P 21)		
	短期証等の交付状況 …… (P 22)		
	差押えの状況 …… (P 22)		
	不納欠損の状況 …… (P 22)		
	5 保 険 給 付	-----	P 23~P 37
	医療費及び医療給付費 …… (P 27)		
	葬祭費 …… (P 28)		
	診療種別医療費の状況 …… (P 28)		
	1人当たり医療費の状況 …… (P 29)		
	市町村別医療費の状況 …… (P 30)		
	市町村別療養給付費の状況 …… (P 31)		
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕 …… (P 32)		
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕 …… (P 34)		
	市町村別1人当たり療養費の状況 …… (P 35)		
	市町村別診療費諸率の状況 …… (P 36・P 37)		
	6 医 療 費 の 適 正 化	-----	P 38
	7 保 健 事 業	-----	P 39~P 42
	市町村別交付額の状況 …… (P 41)		
	市町村別交付額の状況(歯科) …… (P 42)		
	8 決 算 の 状 況	-----	P 43~P 47
	一般会計決算の状況 …… (P 45)		
	特別会計決算の状況 …… (P 46・P 47)		
IV	年 表	-----	P 48~P 54

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
(自治体レベルでは35年) 老人医療費の無料化	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成十四年度に必ず実施すること	新制度まともならず次の課題に	基本方針を決定 医療保険制度体系等に関する	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

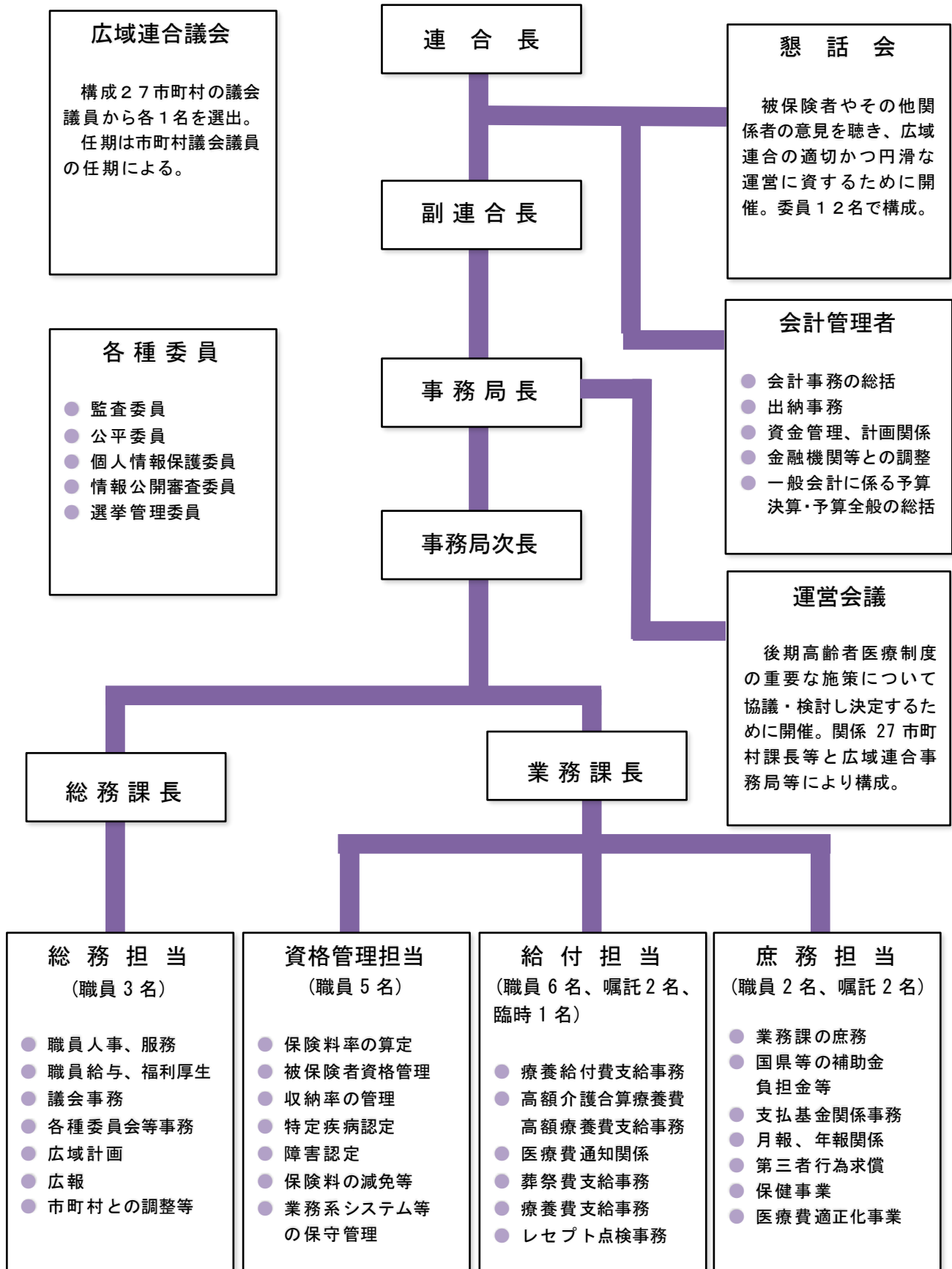
窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)	被保険者の保険料 1割
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割	

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度になりつつあります。

II 後期高齢者医療広域連合の組織

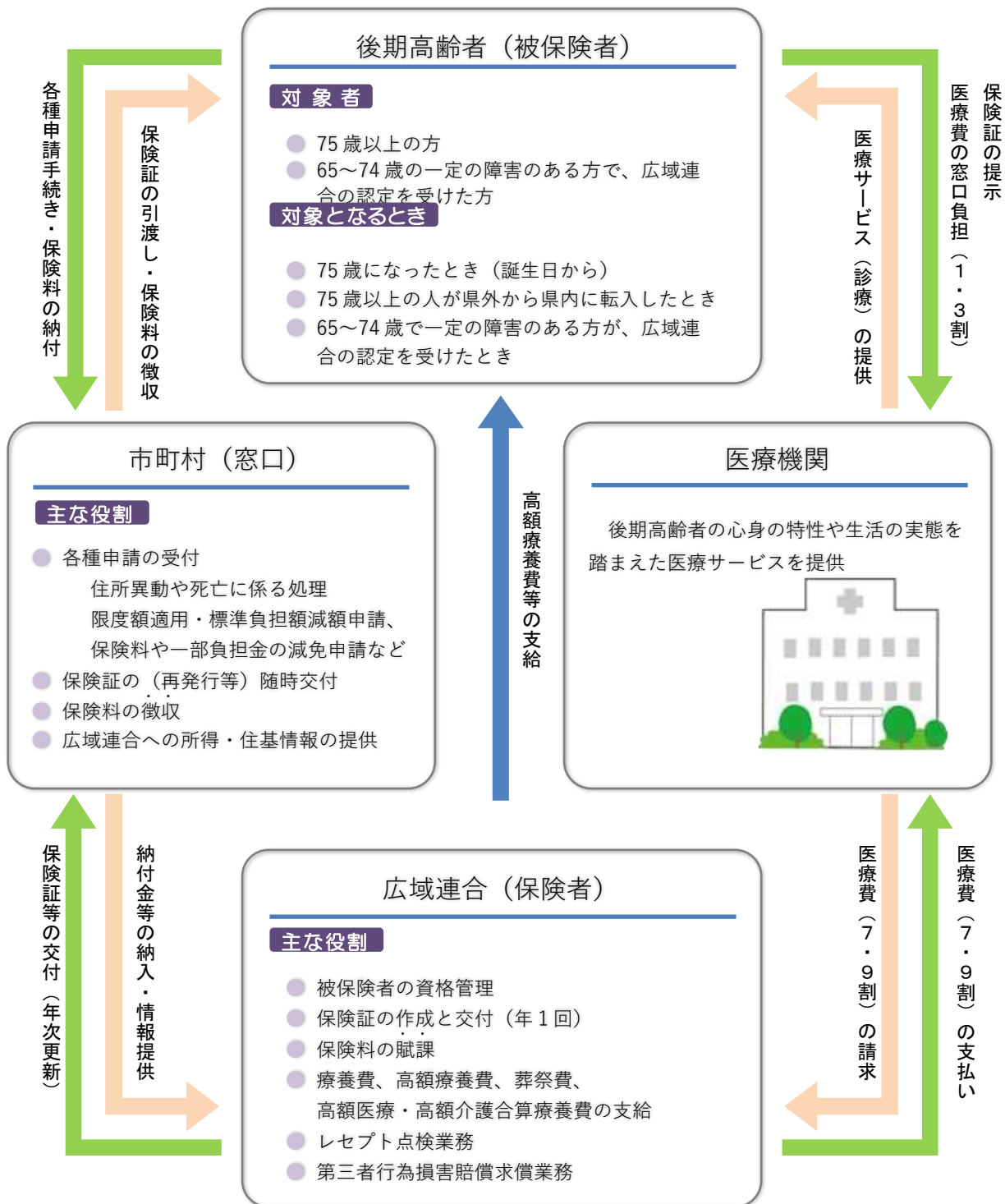


Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

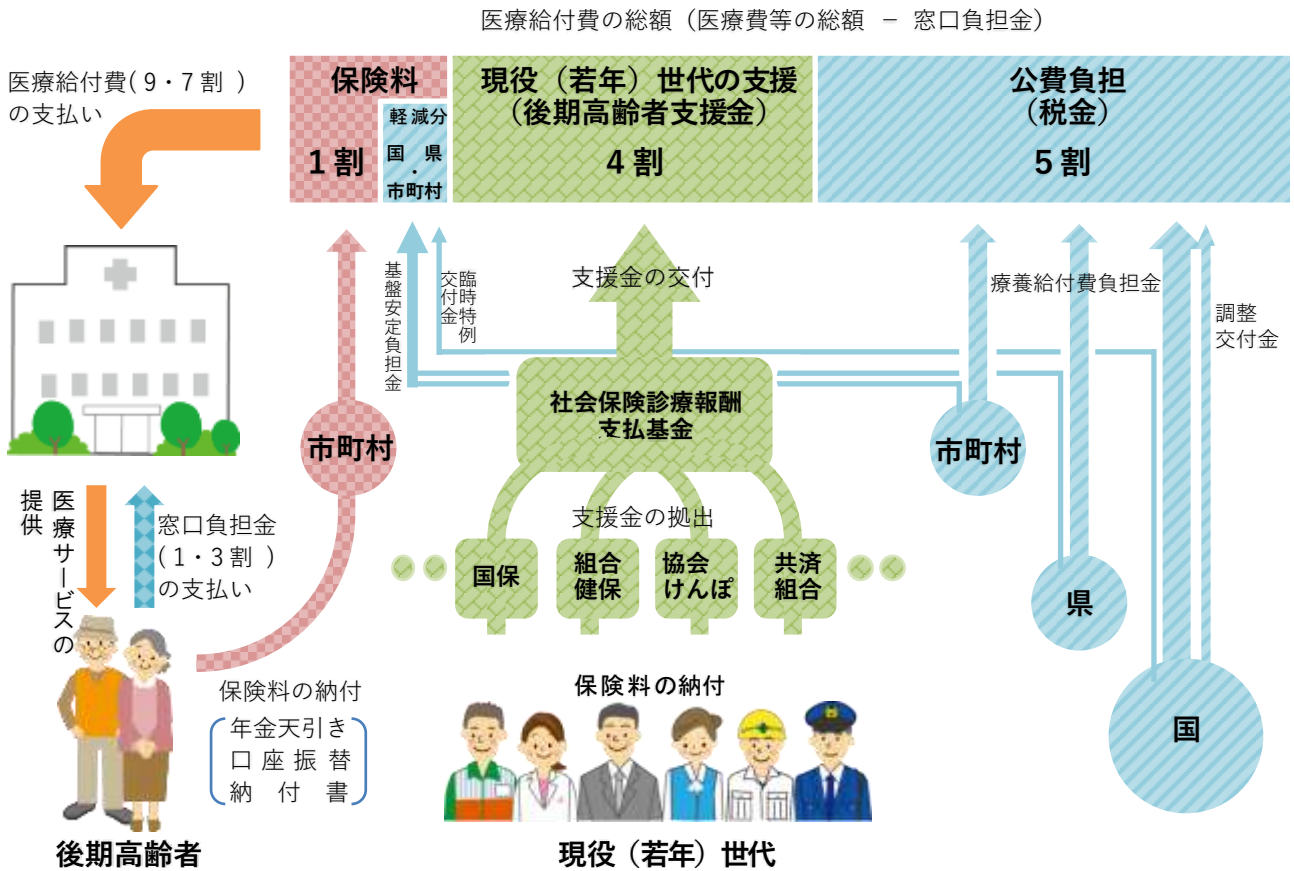
1 制度の運営としくみ

(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。山梨県においては、平成 19 年 2 月 1 日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成 20 年 4 月 1 日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



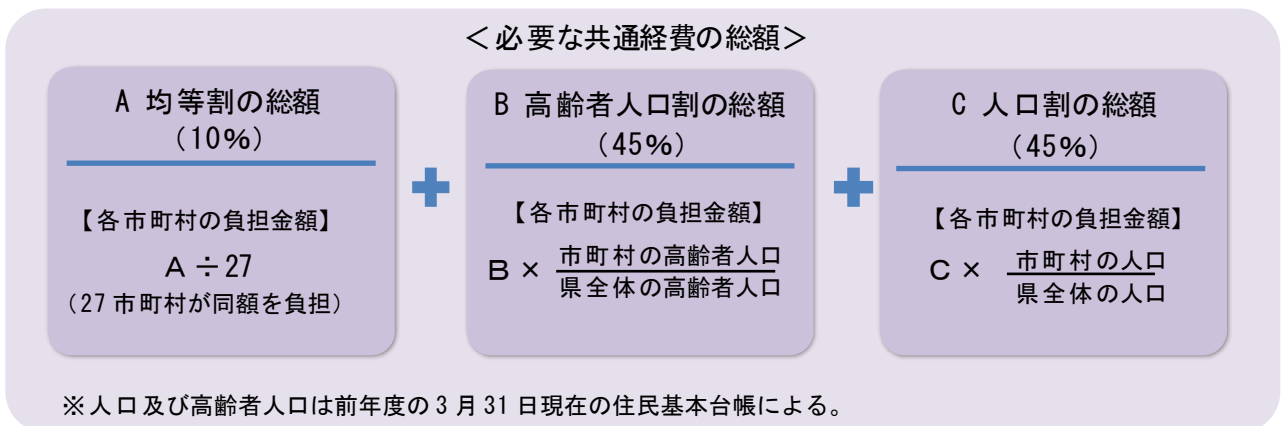
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、保険料（1割）と現役世代からの支援金9割（通常は4割）が充てられます。（公費負担（5割）はありません。）
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10%）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、平成30・31年度は11.18%となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賅っています。



● 市町村負担金 [医療給付の財源] の状況 [平成 29 年度]

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲 府 市	1,054,397,170	670,438,624	8,054,635	1,732,890,429	1,954,219,847	466,443,818
2 富士吉田市	192,756,320	123,708,632	443,828	316,908,780	427,468,294	127,397,590
3 都 留 市	139,100,240	80,483,310	1,244,650	220,828,200	238,885,308	73,840,512
4 山 梨 市	190,948,390	118,815,190	2,151,768	311,915,348	384,708,945	98,024,808
5 大 月 市	166,541,980	59,648,367	614,857	226,805,204	312,415,167	83,240,928
6 韭 崎 市	133,056,680	64,072,675	949,535	198,078,890	240,367,204	70,429,564
7 南アルプス市	277,773,670	153,725,460	2,286,514	433,785,644	542,757,040	151,161,095
8 北 杜 市	300,441,790	123,671,190	1,245,570	425,358,550	492,567,646	146,275,328
9 甲 斐 市	296,365,550	168,265,080	759,540	465,390,170	503,505,938	121,900,347
10 笛 吹 市	292,344,930	237,904,290	2,610,520	532,859,740	666,262,149	157,254,485
11 上 野 原 市	153,794,290	74,819,110	643,966	229,257,366	240,589,096	65,003,235
12 甲 州 市	187,762,720	113,858,711	847,670	302,469,101	347,367,375	91,404,009
13 中 央 市	98,340,230	79,492,200	208,290	178,040,720	204,842,713	50,977,161
14 市川三郷町	100,943,060	33,760,050	568,200	135,271,310	220,949,861	61,350,363
15 早 川 町	10,451,370	5,065,220	0	15,516,590	28,723,692	7,049,635
16 身 延 町	102,994,760	31,287,150	428,590	134,710,500	233,487,463	61,509,288
17 南 部 町	57,990,530	17,198,960	6,070	75,195,560	110,201,806	30,642,788
18 富 士 川 町	84,674,430	33,623,040	1,215,430	119,512,900	148,841,643	50,268,598
19 昭 和 町	51,202,310	73,441,220	706,000	125,349,530	99,937,376	24,891,523
20 道 志 村	11,250,290	6,179,130	392,790	17,822,210	18,588,494	4,453,896
21 西 桂 町	14,617,800	7,589,230	18,890	22,225,920	42,929,521	11,242,375
22 忍 野 村	21,145,860	11,981,010	98,780	33,225,650	48,083,212	12,722,609
23 山 中 湖 村	27,774,340	36,314,460	412,080	64,500,880	40,627,842	8,555,184
24 鳴 沢 村	12,331,320	7,967,960	0	20,299,280	25,059,415	7,188,985
25 富士河口湖町	100,400,950	69,899,090	493,690	170,793,730	193,724,446	51,584,856
26 小 菅 村	4,104,730	2,313,570	0	6,418,300	12,558,314	4,171,478
27 丹 波 山 村	3,941,010	1,380,930	0	5,321,940	12,847,073	4,384,722
広 域 連 合	4,087,446,720	2,406,903,859	26,401,863	6,520,752,442	7,792,516,880	2,043,369,180

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [平成 29 年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	28 年度負担金
1 甲 府 市	190,456	29,045	1,746,741	48,127,983	49,623,579	99,498,000	99,358,000
2 富 士 吉 田 市	49,721	7,108	1,746,741	12,564,432	12,144,066	26,455,000	26,342,000
3 都 留 市	30,681	4,506	1,746,741	7,753,049	7,698,531	17,198,000	17,227,000
4 山 梨 市	35,739	6,058	1,746,741	9,031,199	10,350,134	21,128,000	21,175,000
5 大 月 市	25,226	4,945	1,746,741	6,374,577	8,448,566	16,570,000	16,699,000
6 韭 崎 市	30,191	4,060	1,746,741	7,629,226	6,936,537	16,313,000	16,390,000
7 南アルプス市	72,018	8,947	1,746,741	18,198,855	15,286,010	35,232,000	35,083,000
8 北 杜 市	47,558	8,671	1,746,741	12,017,845	14,814,462	28,579,000	28,656,000
9 甲 斐 市	74,960	7,922	1,746,741	18,942,294	13,534,791	34,224,000	33,587,000
10 笛 吹 市	70,183	9,994	1,746,741	17,735,153	17,074,816	36,557,000	36,413,000
11 上 野 原 市	23,976	4,200	1,746,741	6,058,704	7,175,728	14,981,000	15,035,000
12 甲 州 市	32,650	5,883	1,746,741	8,250,612	10,051,145	20,049,000	20,181,000
13 中 央 市	30,677	3,200	1,746,741	7,752,038	5,467,222	14,966,000	14,911,000
14 市川三郷町	16,269	3,299	1,746,741	4,111,155	5,636,364	11,494,000	11,626,000
15 早 川 町	1,103	373	1,746,741	278,727	637,273	2,663,000	2,676,000
16 身 延 町	12,618	3,353	1,746,741	3,188,552	5,728,623	10,664,000	10,984,000
17 南 部 町	8,114	1,790	1,746,741	2,050,397	3,058,227	6,855,000	6,968,000
18 富 士 川 町	15,575	2,803	1,746,741	3,935,782	4,788,944	10,471,000	10,645,000
19 昭 和 町	19,695	1,669	1,746,741	4,976,901	2,851,498	9,575,000	9,414,000
20 道 志 村	1,752	300	1,746,741	442,728	512,552	2,702,000	2,720,000
21 西 桂 町	4,446	596	1,746,741	1,123,498	1,018,270	3,889,000	3,855,000
22 忍 野 村	9,432	759	1,746,741	2,383,454	1,296,757	5,427,000	5,390,000
23 山 中 湖 村	5,824	746	1,746,741	1,471,717	1,274,546	4,493,000	4,488,000
24 鳴 沢 村	3,159	425	1,746,741	798,275	726,115	3,271,000	3,254,000
25 富士河口湖町	26,506	3,188	1,746,741	6,698,032	5,446,720	13,892,000	13,772,000
26 小 菅 村	738	195	1,746,741	186,492	333,159	2,266,000	2,280,000
27 丹 波 山 村	583	184	1,746,741	147,323	314,365	2,208,000	2,254,000
広 域 連 合	839,850	124,219	47,162,007	212,229,000	212,229,000	471,620,000	471,383,000

※ 市町村人口は、平成 29 年 3 月 31 日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 (高確法第50条)	
1	県内に住所を有する、75歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者の適用除外

(1)の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 (高確法第51条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある方で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることとなります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

また、平成30年4月から山梨県内の国民健康保険被保険者で、山梨県外の住所地特例対象施設に入所している方が75歳に到達した場合や障害認定にて被保険者の資格を取得した場合も住所地特例（高確法第55条の2）となります。

住所地特例対象施設 (高確法第55条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	指定介護保険施設

(4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者1人に1枚、75歳の誕生日までに市町村から送付されます。

なお、65歳～74歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は毎年更新され、毎年8月1日から新しい保険証になります（負担割合も前年中の所得等により再判定されま

す）。また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された際には、その都度新しい保険証が交付されます。



● 被保険者数の推移

年 度	県の人口 4月1日現在	被保険者			〔再掲〕障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
25年度	840,560	117,159	13.94	0.72	1,508	▲12.63
26年度	834,346	118,473	14.20	1.12	1,334	▲11.54
27年度	830,049	120,638	14.53	1.83	1,233	▲7.57
28年度	823,835	123,337	14.97	2.24	1,133	▲8.11
29年度	818,455	125,587	15.34	1.82	1,094	▲3.44

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による。

[参考] 全国の被保険者数の推移

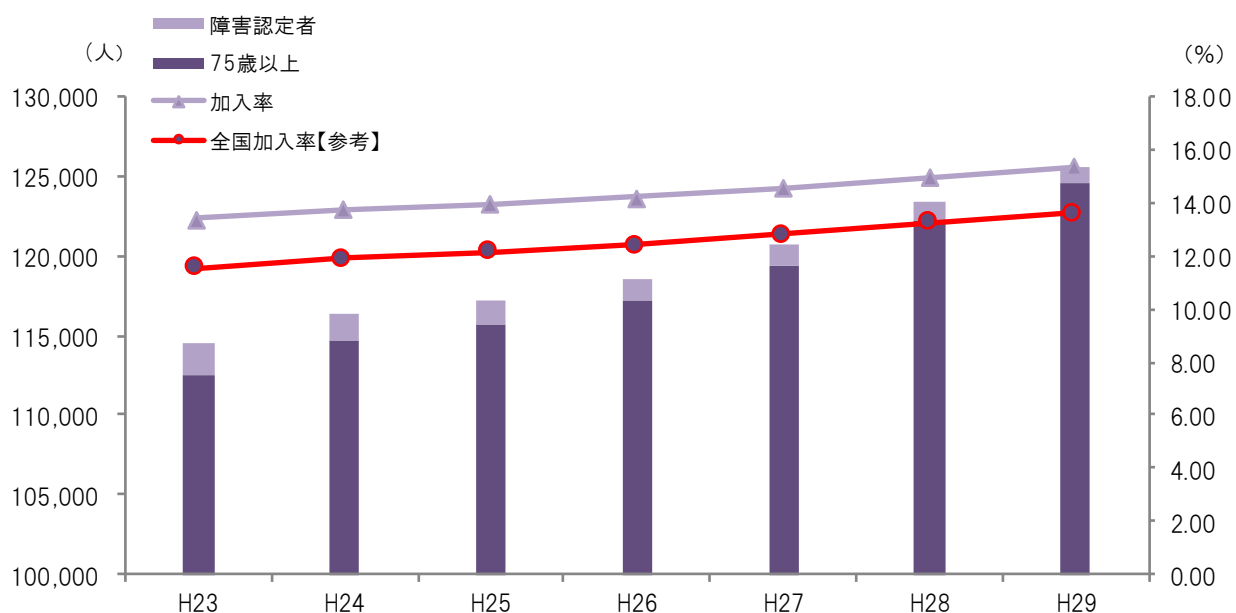
年 度	全国の人口	被保険者			〔再掲〕障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
25年度	127,135,773	15,435,518	12.14	1.76	366,922	▲1.55
26年度	127,111,844	15,767,282	12.40	2.15	357,364	▲2.60
27年度	126,975,470	16,236,819	12.79	2.98	343,313	▲3.93
28年度	126,760,784	16,777,798	13.24	3.33	327,321	▲4.66
29年度	126,501,966	17,218,907	13.61	2.63	316,722	▲3.24

※ 全国の人口は、総務省の「人口推計、各月1日現在人口、月次、(4月1日現在)」による。

※ 被保険者数等は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報」による。

※ 平成29年度数値は、速報値のため数値が変わる場合がある。

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
65歳～69歳	318	333	414	441	407
70歳～74歳	1,190	1,001	819	692	687
75歳～79歳	41,675	41,725	42,459	43,773	44,548
80歳～84歳	35,133	35,205	35,119	35,308	35,657
85歳～89歳	24,022	24,643	25,285	25,676	26,044
90歳～94歳	11,054	11,573	12,314	13,074	13,621
95歳～99歳	3,233	3,387	3,599	3,728	3,988
100歳～	534	606	629	645	635
計	117,159	118,473	120,638	123,337	125,587
被扶養者であった被保険者 [再掲]	18,893	18,276	17,775	17,258	16,708

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
増	転入	361	309	347	309	373
	生活保護の廃止	34	52	64	53	76
	年齢到達	8,193	8,744	9,518	10,176	10,060
	その他	278	293	376	335	342
	計	8,866	9,398	10,305	10,873	10,851
減	転出	406	357	340	375	410
	生活保護の開始	156	176	180	220	217
	死亡	7,122	7,247	7,257	7,237	7,612
	その他	132	148	169	199	187
	計	7,816	7,928	7,946	8,031	8,426
増減差	転入－転出	▲ 45	▲ 48	7	▲ 66	▲ 37
	生活保護の廃止－開始	▲ 122	▲ 124	▲ 116	▲ 167	▲ 141
	年齢到達－死亡	1,071	1,497	2,261	2,939	2,448
	その他	146	145	207	136	155
	計	1,050	1,470	2,359	2,842	2,425

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 市町村別被保険者数 [平成 29 年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村	被保険者数			障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
	人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 甲 府 市	29,178	23.23	28,875	449	41.04	2,478	14.83	1,920	27.36
2 富 士 吉 田 市	7,227	5.76	7,106	25	2.29	1,596	9.55	382	5.44
3 都 留 市	4,490	3.58	4,467	2	0.18	846	5.06	221	3.15
4 山 梨 市	6,079	4.84	6,039	29	2.65	707	4.23	337	4.80
5 大 月 市	4,915	3.91	4,913	9	0.82	849	5.08	186	2.65
6 韮 崎 市	4,140	3.30	4,087	47	4.30	555	3.32	191	2.72
7 南アルプス市	9,183	7.31	9,056	133	12.16	1,506	9.01	473	6.74
8 北 杜 市	8,867	7.06	8,737	32	2.93	1,088	6.51	392	5.58
9 甲 斐 市	8,195	6.53	7,980	26	2.38	903	5.40	491	7.00
10 笛 吹 市	10,058	8.01	9,912	68	6.22	1,177	7.05	651	9.28
11 上 野 原 市	4,261	3.39	4,206	4	0.37	608	3.64	244	3.48
12 甲 州 市	5,772	4.60	5,765	8	0.73	643	3.85	381	5.43
13 中 央 市	3,294	2.62	3,212	10	0.91	486	2.91	214	3.05
14 市 川 三 郷 町	3,327	2.65	3,351	93	8.50	501	3.00	92	1.31
15 早 川 町	351	0.28	362	3	0.27	40	0.24	15	0.21
16 身 延 町	3,316	2.64	3,371	51	4.66	506	3.03	89	1.27
17 南 部 町	1,814	1.44	1,825	29	2.65	305	1.83	37	0.53
18 富 士 川 町	2,791	2.22	2,793	17	1.55	440	2.63	113	1.61
19 昭 和 町	1,747	1.39	1,695	3	0.27	188	1.13	185	2.64
20 道 志 村	314	0.25	314	5	0.46	72	0.43	20	0.28
21 西 桂 町	620	0.49	612	9	0.82	153	0.92	13	0.18
22 忍 野 村	795	0.63	774	8	0.73	216	1.29	50	0.71
23 山 中 湖 村	761	0.61	756	0	0.00	62	0.37	77	1.10
24 鳴 沢 村	436	0.35	425	1	0.09	75	0.45	18	0.26
25 富 士 河 口 湖 町	3,262	2.60	3,227	33	3.02	645	3.86	216	3.08
26 小 菅 村	206	0.16	204	0	0.00	36	0.22	7	0.10
27 丹 波 山 村	188	0.15	197	0	0.00	27	0.16	3	0.04
広 域 連 合	125,587	100.00	124,259	1,094	100.00	16,708	100.00	7,018	100.00

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

※ 年度平均は、3月から2月までの被保険者数を合算して12月で除した数値であり、広域連合数値と市町村の合算数値は、一致しません。

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約 1 割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2 年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2 年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

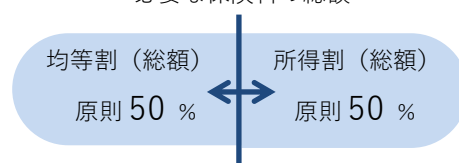
※保険料は原則として均一賦課

高確法第 104 条により、医療の確保が著しく困難である地域等について（恒久措置）、また、法附則により療養の給付等に要する費用が著しく低い地域等について（制度開始から 6 年間の経過措置）、不均一賦課ができる旨規定されています（差額は国県が 1/2 ずつ負担）。山梨県では、小菅村に法附則による不均一賦課を行いました。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では 50 : 50 の割合ですが、全国からみた所得水準により増減します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

< 必要な保険料の総額 >



※ 所得水準により割合が変化

〔29 年度決算時点における調定割合は、〕
均等割 55.29% : 所得割 44.71%

均等割額

均等割（総額）÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

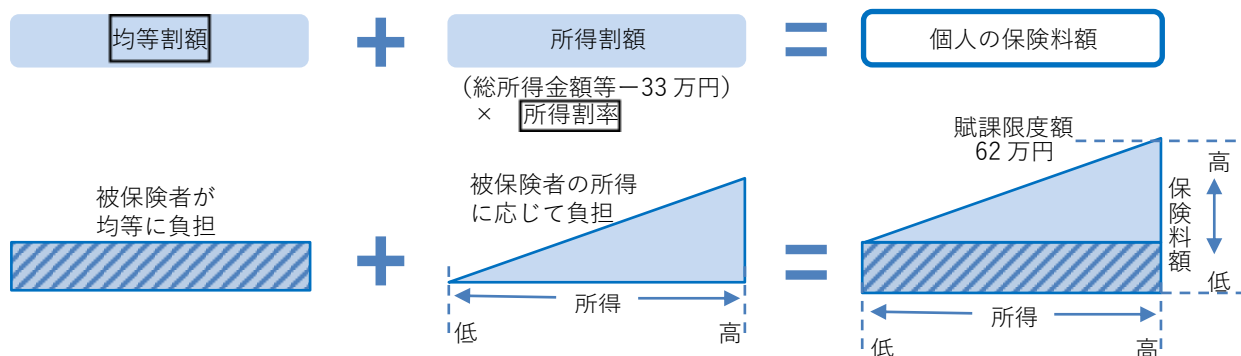
所得割率

所得割（総額）÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
20・21 年度	7.28 %	38,710 円
22・23 年度	7.28 %	38,710 円
24・25 年度	7.86 %	39,670 円
26・27 年度	7.86 %	40,490 円
28・29 年度	7.86 %	40,490 円
30・31 年度	7.86 %	40,490 円

(3) 個人の保険料額

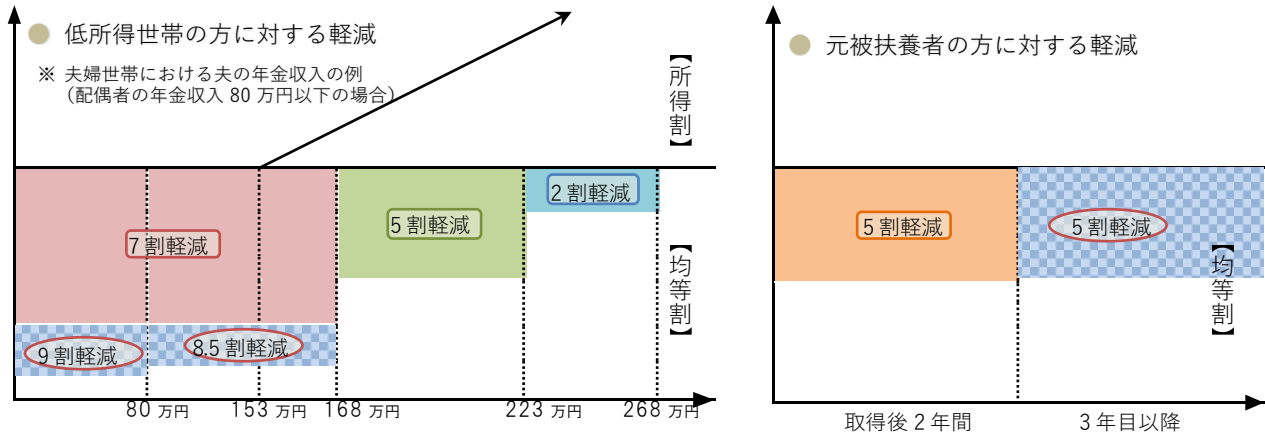
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、軽減に伴う財源は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（下図の網掛け部分の財源）として、県および市町村が保険基盤安定負担金（下図の低所得世帯の方に対する軽減の網掛け部分以外の財源）として負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

世帯の所得に応じて、均等割額を次のとおり軽減します。

軽減割合	軽減となる条件（平成 30 年 4 月 1 日～）
9 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得なし）
8.5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円
均等割額	5 割 算定基礎額 ≤ 33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数
	2 割 算定基礎額 ≤ 33 万円 + 50 万円 × 被保険者数

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
 公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から（制度上は 2 年間ですが、特例措置により期限なしで）所得割額は賦課されず、均等割額については平成 28 年度までは 9 割軽減、平成 29 年度は 7 割軽減、平成 30 年度は 5 割軽減されます。なお、平成 31 年度以降は、特例による軽減はなくなりますが、資格取得後 2 年経過する月まで 5 割軽減されます。

(5) 保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるかとされています。(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条)

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第89条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。(災害救助法適用市町村から転入等)

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

年度	被保険者									
	人数計	現役並み所得者		一般		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ		
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
25年度	117,159	6,067	5.18	65,199	55.65	23,272	19.86	22,621	19.31	
26年度	118,473	6,002	5.07	65,536	55.32	24,242	20.46	22,693	19.15	
27年度	120,638	6,074	5.03	65,979	54.69	25,510	21.15	23,075	19.13	
28年度	123,337	6,603	5.35	67,386	54.64	26,422	21.42	22,926	18.59	
29年度	125,587	7,018	5.59	68,438	54.49	27,445	21.85	22,686	18.06	

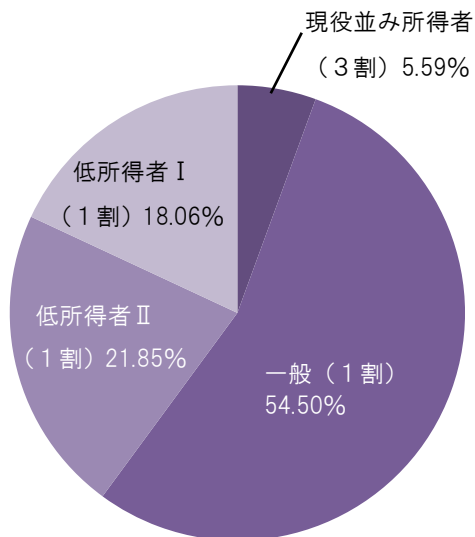
● 軽減被保険者の状況

(年度末現在、単位：人、%)

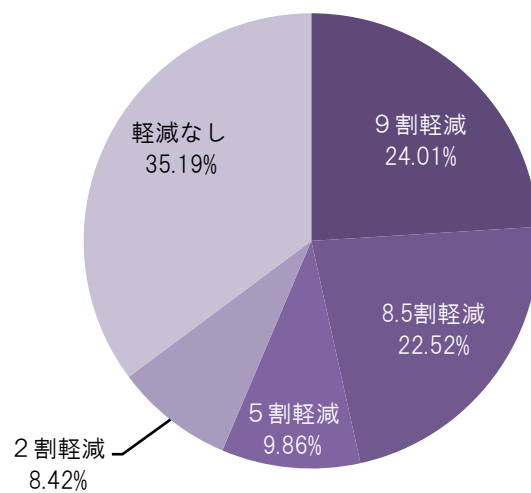
軽減割合	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体	117,159	—	118,473	—	120,638	—	123,337	—	125,587	—
均等割 9割軽減	24,960	21.30	24,745	20.89	25,254	20.93	25,232	20.46	30,153	24.01
均等割 8.5割軽減	20,335	17.36	21,220	17.91	22,518	18.67	23,256	18.86	28,283	22.52
均等割 5割軽減	3,603	3.08	9,538	8.05	10,700	8.87	11,555	9.37	12,388	9.86
均等割 2割軽減	9,392	8.02	7,813	6.59	8,714	7.22	9,548	7.74	10,570	8.42
所得割 軽減	12,357	10.55	12,768	10.78	13,473	11.17	14,295	11.59	15,177	12.08

※所得割軽減特例については、平成28年度まで5割軽減、平成29年度は2割軽減です。

● 所得区分の割合 [平成29年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [平成29年度]



● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度	30・31年度
均一賦課					
所得割率	7.28%	7.86%	7.86%	7.86%	7.86%
均等割額	38,710円	39,670円	40,490円	40,490円	40,490円
不均一賦課 (小菅村)					
調整割合	4/6	5/6			
所得割率	6.40%	7.30%	法附則に定める 6年の経過によ り解消 ⇒	⇒	⇒
均等割額	34,064円	37,289円			
賦課限度額(法定)	50(50)万円	55(55)万円	57(57)万円	57(57)万円	62(62)万円

イ 賦課割合

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
所得割	43.14%	42.94%	42.41%	43.16%	43.90%	44.94%
均等割	56.86%	57.06%	57.59%	56.84%	56.10%	55.06%

※ 賦課割合は、本算定時(7月1日)の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
軽減前賦課額	69,766円	70,956円	70,311円	71,233円	72,176円	73,542円
増減額	396円	1,190円	▲645円	922円	943円	1,366円
対前年度比	0.57%	1.71%	▲0.91%	1.31%	1.32%	1.89%
軽減後賦課額	48,343円	48,426円	47,453円	48,566円	50,927円	53,414円
増減額	415円	83円	▲973円	1,113円	2,361円	2,487円
対前年度比	0.87%	0.17%	▲2.01%	2.35%	4.86%	4.88%

※ 各項目の数値は、本算定時(7月1日)の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したものの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したものの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、%)

	均一保険料率						被保険者一人当たり平均保険料額			
	27-28年度		29-30年度				24-25年度	26-27年度	28-29年度	30-31年度(見込み)
	被保険者均等割額	所得割率	被保険者均等割額	(順位)	所得割率	(順位)	保険料額	保険料額	保険料額	保険料額 (順位)
全 国	45,289	9.09	45,116		8.81		5,569	5,632	5,785	5,857
北海道	49,809	10.51	50,205	(8)	10.59	(3)	5,610	5,483	5,353	5,471 (17)
青森県	40,514	7.41	40,514	(41)	7.41	(45)	3,331	3,195	3,304	3,475 (46)
岩手県	38,000	7.36	38,000	(46)	7.36	(47)	3,142	3,310	3,403	3,603 (45)
宮城県	42,480	8.54	41,400	(36)	8.02	(36)	4,742	4,910	4,987	4,967 (29)
秋田県	39,710	8.07	39,710	(44)	8.07	(34)	3,319	3,130	3,193	3,271 (47)
山形県	41,700	8.58	41,100	(38)	8.01	(37)	3,503	3,456	3,797	3,867 (43)
福島県	41,700	8.19	41,600	(34)	7.94	(39)	3,808	4,010	4,133	4,314 (39)
茨城県	39,500	8.00	39,500	(45)	8.00	(38)	4,484	4,498	4,704	5,103 (22)
栃木県	43,200	8.54	43,200	(30)	8.54	(28)	4,691	4,641	4,767	4,968 (28)
群馬県	43,600	8.60	43,600	(27)	8.60	(26)	4,762	4,726	4,841	4,979 (27)
埼玉県	42,070	8.34	41,700	(33)	7.86	(41)	6,270	6,179	6,179	6,168 (9)
千葉県	40,400	7.93	41,000	(39)	7.89	(40)	5,537	5,622	5,977	6,050 (10)
東京都	42,400	9.07	43,300	(29)	8.80	(19)	7,746	8,097	8,107	8,094 (1)
神奈川県	43,429	8.66	41,600	(34)	8.25	(31)	7,430	7,507	7,649	7,416 (2)
新潟県	35,300	7.15	36,900	(47)	7.40	(46)	3,626	3,501	3,566	3,832 (44)
富山県	43,800	8.60	43,800	(25)	8.60	(26)	5,041	4,866	4,972	5,186 (21)
石川県	47,520	9.33	47,520	(14)	9.33	(11)	5,310	5,148	5,288	5,487 (16)
福井県	43,700	7.90	45,000	(24)	8.10	(33)	4,619	4,487	4,614	5,023 (24)
山梨県	40,490	7.86	40,490	(42)	7.86	(41)	4,097	4,078	4,241	4,493 (36)
長野県	40,907	8.30	40,907	(40)	8.30	(29)	4,213	4,465	4,670	4,783 (31)
岐阜県	42,690	8.55	41,214	(37)	7.75	(44)	4,723	4,737	5,032	4,990 (26)
静岡県	39,500	7.85	40,400	(43)	7.85	(43)	5,091	5,075	5,228	5,414 (18)
愛知県	46,984	9.54	45,379	(22)	8.76	(23)	6,664	6,845	7,132	6,905 (3)
三重県	43,870	9.06	42,965	(31)	8.86	(18)	4,461	4,786	5,163	5,091 (23)
滋賀県	45,242	8.94	43,727	(26)	8.26	(30)	5,180	5,443	5,657	5,567 (14)
京都府	48,220	9.61	47,890	(13)	9.39	(10)	6,190	6,076	6,250	6,327 (7)
大阪府	51,649	10.41	51,491	(6)	9.90	(7)	6,999	6,887	6,783	6,752 (4)
兵庫県	48,297	10.17	48,855	(9)	10.17	(6)	6,321	6,451	6,641	6,674 (5)
奈良県	44,800	8.92	45,200	(23)	8.89	(17)	5,746	5,916	6,118	6,210 (8)
和歌山県	44,177	8.93	45,812	(19)	8.80	(19)	4,264	4,251	4,367	4,554 (34)
鳥取県	42,480	8.07	42,480	(32)	8.07	(34)	3,989	4,004	4,090	4,282 (40)
島根県	45,840	9.28	43,440	(28)	8.25	(31)	4,006	3,955	4,304	4,229 (42)
岡山県	49,200	9.87	46,600	(17)	9.17	(14)	5,166	5,136	5,594	5,373 (19)
広島県	44,795	8.97	45,500	(21)	8.76	(23)	5,641	5,504	5,793	5,889 (12)
山口県	52,390	10.52	52,444	(4)	10.28	(5)	5,621	5,715	5,901	5,975 (11)
徳島県	52,913	10.98	52,913	(3)	10.34	(4)	4,479	4,517	4,912	4,951 (30)
香川県	47,300	9.26	47,300	(15)	9.26	(12)	5,226	5,123	5,309	5,552 (15)
愛媛県	46,308	9.16	46,374	(18)	8.78	(22)	4,458	4,417	4,538	4,616 (32)
高知県	54,394	11.42	54,394	(2)	11.42	(1)	4,879	4,748	5,214	5,368 (20)
福岡県	56,085	11.17	56,085	(1)	10.83	(2)	6,566	6,560	6,428	6,573 (6)
佐賀県	51,800	9.88	51,800	(5)	9.88	(8)	4,742	4,706	4,831	5,013 (25)
長崎県	46,800	8.80	45,800	(20)	8.67	(25)	4,326	4,396	4,424	4,524 (35)
熊本県	47,900	9.26	47,900	(12)	9.26	(12)	4,394	4,249	4,294	4,482 (37)
大分県	48,500	9.52	47,000	(16)	9.06	(16)	4,641	4,491	4,578	4,590 (33)
宮崎県	48,400	9.08	48,400	(11)	9.08	(15)	3,893	4,028	4,105	4,231 (41)
鹿児島県	51,500	9.97	50,500	(7)	9.57	(9)	3,917	4,001	4,249	4,320 (38)
沖縄県	48,440	8.80	48,440	(10)	8.80	(19)	4,884	5,026	5,320	5,644 (13)

● 「後期高齢者医療事業状況報告」より

● 平均保険料額の算定に当たっては、平成31年度における保険料軽減特例の見直しの影響を考慮しているかは広域連合の判断による。

● 平成30-31年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

● 平成24-25年度～平成28-29年度までの被保険者一人当たり平均保険料額(実績)は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」(厚生労働省保険局)より算出。

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	Ⓐ		Ⓐ		Ⓐ		ⓑ		ⓑ		ⓑ	
普通徴収(口座振替・納付書)				ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ	ⓑ

Ⓐ … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、それぞれ前年度の2月の保険料額で徴収。

ⓑ … 本算定後の保険料。

(3) 未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」(以下、「短期証」という。)や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担(後に申請により保険給付分を請求することができます)していただく「被保険者資格証明書」(以下、「資格証明書」という。)が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。(山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱)

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
(平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号)
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
(平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号)

(4) 保険料が不足する場合への対応(財政安定化基金)

予定した保険料収納率を下回った場合や給付費が見込みを上回った場合に、資金の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が県に設置されています。

基金の積み立ては、国・県・広域連合がそれぞれ1/3ずつ負担します。

山梨県においては、平成 20 年度から 25 年度にかけて給付見込額の 0.09% (拠出率) を積み立て、平成 29 年度末時点の基金残高は約 14 億円となっています。このことから、平成 30・31 年度については、基金への積み立て予定はありません。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度比
25年度	5,785,462,150	100.00	5,745,842,028	99.32	0.12
現年度分	5,766,476,960	99.67	5,727,662,088	99.33	0.11
特別徴収	3,684,584,620	63.90	3,684,572,020	100.00	0.00
普通徴収	2,081,892,340	36.10	2,043,090,068	98.14	0.31
過年度分	18,985,190	0.33	18,179,940	95.76	7.14
26年度	5,823,326,210	100.00	5,793,243,623	99.48	0.17
現年度分	5,808,628,610	99.75	5,779,217,283	99.49	0.17
特別徴収	3,695,731,560	63.62	3,695,731,560	100.00	0.00
普通徴収	2,112,897,050	36.38	2,083,485,723	98.61	0.48
過年度分	14,697,600	0.25	14,026,340	95.43	▲0.32
27年度	5,817,974,850	100.00	5,784,100,945	99.42	▲0.06
現年度分	5,800,801,170	99.70	5,768,432,345	99.44	▲0.05
特別徴収	3,615,455,210	62.33	3,615,455,210	100.00	0.00
普通徴収	2,185,345,960	37.67	2,152,977,135	98.52	▲0.09
過年度分	17,173,680	0.30	15,668,600	91.24	▲4.19
28年度	6,083,030,600	100.00	6,051,892,393	99.49	0.07
現年度分	6,065,512,250	99.71	6,034,986,513	99.50	0.06
特別徴収	3,748,617,490	61.80	3,748,617,490	100.00	0.00
普通徴収	2,316,894,760	38.20	2,286,369,023	98.68	0.16
過年度分	17,518,350	0.29	16,905,880	96.50	5.26
29年度	6,510,500,610	100.00	6,476,930,219	99.48	▲0.01
現年度分	6,488,682,740	99.66	6,455,639,558	99.49	▲0.01
特別徴収	4,067,626,320	62.69	4,067,626,320	100.00	0.00
普通徴収	2,421,056,420	37.31	2,388,013,238	98.64	▲0.04
過年度分	21,817,870	0.34	21,290,661	97.58	1.08

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度比	不納欠損額
25年度	77,834,565	38,409,249	49.35	5.95	8,734,270
26年度	69,975,408	33,621,563	48.05	▲1.30	8,324,015
27年度	57,388,957	30,093,392	52.44	4.39	6,324,920
28年度	54,418,700	30,426,341	55.91	3.48	4,966,977
29年度	49,759,059	26,637,073	53.53	▲2.38	3,918,910

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

● 市町村別収納状況 [平成 29 年度]

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額				構成比率	収納額	未収額	収納率
	現年度分		過年度分	計				
	特別徴収	普通徴収						
1 甲 府 市	1,049,349,270	673,141,810	5,355,300	1,727,846,380	26.54	1,718,061,648	9,784,732	99.43
2 富 士 吉 田 市	192,791,120	124,211,640	926,240	317,929,000	4.88	316,605,370	1,323,630	99.58
3 都 留 市	138,865,320	80,930,340	1,039,010	220,834,670	3.39	219,592,380	1,242,290	99.44
4 山 梨 市	189,702,460	120,668,960	866,310	311,237,730	4.78	309,431,040	1,806,690	99.42
5 大 月 市	165,915,250	60,877,940	393,220	227,186,410	3.49	225,233,890	1,952,520	99.14
6 韭 崎 市	133,125,840	63,654,940	739,690	197,520,470	3.03	197,134,560	385,910	99.80
7 南アルプス市	277,472,990	151,854,770	3,373,110	432,700,870	6.65	430,872,270	1,828,600	99.58
8 北 杜 市	299,613,710	124,287,800	1,693,710	425,595,220	6.54	423,452,480	2,142,740	99.50
9 甲 斐 市	296,021,270	168,325,810	1,310,300	465,657,380	7.15	464,075,250	1,582,130	99.66
10 笛 吹 市	285,916,060	239,746,710	1,973,170	527,635,940	8.10	524,661,960	2,973,980	99.44
11 上 野 原 市	153,316,400	75,196,210	436,500	228,949,110	3.52	227,921,990	1,027,120	99.55
12 甲 州 市	186,655,070	114,377,120	701,220	301,733,410	4.64	300,298,901	1,434,509	99.52
13 中 央 市	98,323,870	80,294,810	192,400	178,811,080	2.75	178,149,810	661,270	99.63
14 市 川 三 郷 町	100,489,340	34,677,020	357,710	135,524,070	2.08	134,837,720	686,350	99.49
15 早 川 町	10,360,270	5,030,660	8,830	15,399,760	0.24	15,399,760	0	100.00
16 身 延 町	102,910,330	32,673,510	339,790	135,923,630	2.09	134,738,020	1,185,610	99.13
17 南 部 町	57,853,940	17,130,280	21,650	75,005,870	1.15	75,005,870	0	100.00
18 富 士 川 町	83,831,830	37,290,280	532,930	121,655,040	1.87	120,692,520	962,520	99.21
19 昭 和 町	51,190,990	72,949,890	270,160	124,411,040	1.91	123,972,520	438,520	99.65
20 道 志 村	11,213,530	6,180,580	34,420	17,428,530	0.27	17,229,390	199,140	98.86
21 西 桂 町	14,564,990	7,564,740	12,390	22,142,120	0.34	22,142,120	0	100.00
22 忍 野 村	21,132,710	12,762,110	111,730	34,006,550	0.52	33,279,340	727,210	97.86
23 山 中 湖 村	27,706,560	34,956,530	713,670	63,376,760	0.97	63,140,980	235,780	99.63
24 鳴 沢 村	12,216,530	7,961,970	168,270	20,346,770	0.31	20,196,540	150,230	99.26
25 富 士 河 口 湖 町	99,345,590	69,835,800	246,140	169,427,530	2.60	168,892,780	534,750	99.68
26 小 菅 村	3,892,810	3,034,620	0	6,927,430	0.11	6,623,270	304,160	95.61
27 丹 波 山 村	3,848,270	1,439,570	0	5,287,840	0.08	5,287,840	0	100.00
広 域 連 合	4,067,626,320	2,421,056,420	21,817,870	6,510,500,610	100.00	6,476,930,219	33,570,391	99.48

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	14,956,438	30.06	8,052,645	6,903,793	53.84	535,500	3.58
2 富 士 吉 田 市	999,928	2.01	443,828	556,100	44.39	396,650	39.67
3 都 留 市	2,439,640	4.90	1,371,860	1,067,780	56.23	192,950	7.91
4 山 梨 市	3,820,548	7.68	2,147,728	1,672,820	56.22	185,870	4.87
5 大 月 市	1,633,521	3.28	613,857	1,019,664	37.58	137,190	8.40
6 韭 崎 市	1,317,605	2.65	949,535	368,070	72.07	124,970	9.48
7 南アルプス市	3,557,330	7.15	2,286,514	1,270,816	64.28	275,520	7.75
8 北 杜 市	2,321,034	4.66	1,245,570	1,075,464	53.66	227,870	9.82
9 甲 斐 市	1,848,770	3.72	759,540	1,089,230	41.08	0	0.00
10 笛 吹 市	4,286,490	8.61	2,610,570	1,675,920	60.90	574,320	13.40
11 上 野 原 市	1,258,436	2.53	643,966	614,470	51.17	72,800	5.78
12 甲 州 市	3,235,359	6.50	847,670	2,387,689	26.20	235,210	7.27
13 中 央 市	390,020	0.78	208,290	181,730	53.40	166,220	42.62
14 市川三郷町	1,015,160	2.04	575,180	439,980	56.66	311,250	30.66
15 早 川 町	—	—	—	—	—	—	—
16 身 延 町	1,327,780	2.67	428,590	899,190	32.28	28,460	2.14
17 南 部 町	6,070	0.01	6,070	0	100.00	0	0.00
18 富 士 川 町	2,389,690	4.80	1,323,970	1,065,720	55.40	366,450	15.33
19 昭 和 町	823,330	1.66	706,000	117,330	85.75	0	0.00
20 道 志 村	413,460	0.83	392,790	20,670	95.00	0	0.00
21 西 桂 町	18,350	0.04	18,350	0	100.00	0	0.00
22 忍 野 村	113,980	0.23	98,780	15,200	86.66	0	0.00
23 山 中 湖 村	880,880	1.77	412,080	468,800	46.78	36,450	4.14
24 鳴 沢 村	—	—	—	—	—	—	—
25 富 士 河 口 湖 町	705,240	1.42	493,690	211,550	70.00	51,230	7.26
26 小 菅 村	—	—	—	—	—	—	—
27 丹 波 山 村	—	—	—	—	—	—	—
広 域 連 合	49,759,059	100.00	26,637,073	23,121,986	53.53	3,918,910	7.88

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7月末日 現在	短期証交付者数							資格証明書交付者数	
		8月1日 現在	割合	1か月 未満	1か月	2か月	3か月	その他	8月1日 現在	割合
25年度	116,434	315	0.27	0	125	9	181	0	0	0.00
26年度	117,194	397	0.34	7	139	17	234	0	0	0.00
27年度	118,921	421	0.35	0	175	3	243	0	0	0.00
28年度	121,332	425	0.35	11	197	1	215	1	0	0.00
29年度	123,942	423	0.34	16	163	1	242	1	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
25年度	11	0	0	5	1,111千円
26年度	11	0	4	6	2,680千円
27年度	16	1	0	11	3,450千円
28年度	28	1	1	18	1,776千円
29年度	21	0	0	8	3,081千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
25年度	805	8,734,270	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
26年度	883	8,324,015	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、時効
27年度	769	6,324,920	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
28年度	554	4,990,587	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
29年度	565	3,919,920	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関に支払う窓口負担金の割合は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。（下表1参照）

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口へ提出すると1割負担になります。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般	課税	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金所得の控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき

3 事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき

2 世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき

4 干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

(3) 療養の給付等

被保険者は、病気やけがをしたとき、診療等にかかった医療費の1割若しくは3割(前年中の本人所得などにより決定されます。)の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など(食事療養などは除く)

(4) 療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合(海外療養費)、医師の同意に基づきはり・きゅう・あん摩マッサージ師や柔道整復師の施術を受けた場合に、申請により保険者負担分の金額を給付しています。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた

(5) 高額療養費

被保険者が1か月に支払った一部負担金の合計(食事療養費、生活療養費、保険外診療などは含まれません)が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されます。

所得区分		外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 140,100 円)	
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 93,000 円)	
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円)	
一 般		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円)
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※平成 30 年 8 月から

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療+ 介護保険
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般		56 万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

● 入院時の食費

所得区分	食費 (1食)	
現役並み所得者・一般	460 円	
低所得者Ⅱ	入院期間が 90日まで	210 円
	入院期間が 91日以上 (過去12か月)	160 円
低所得者Ⅰ	100 円	

● 療養病床入院時の食費・居住費

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者一般	460 円 ^{※1}	
低所得者Ⅱ	210 円	370 円
低所得者Ⅰ	130 円	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※1 一部医療機関では 420 円の場合があります。

(8) 移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

(9) 訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

(10) 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費5万円が支給されます。

★限度額適用・標準負担額減額認定証

所得区分が非課税世帯（低所得者Ⅱもしくは低所得者Ⅰ）に該当する方は、事前にお住まいの市町村の担当窓口申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

この認定証を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担分が高額療養費の自己負担限度額までに、また入院時の食事代等が減額されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 平成31年 7月31日 交付年月日 平成30年 8月 1日	
被保険者番号	*****
住所	甲府市蓬沢一丁目15番35号
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和10年10月10日
発効期日	平成30年 8月 1日
適用区分	区分Ⅰ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号及び 並びの印	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 山梨県後期高齢者医療広域連合 印

★限度額適用認定証

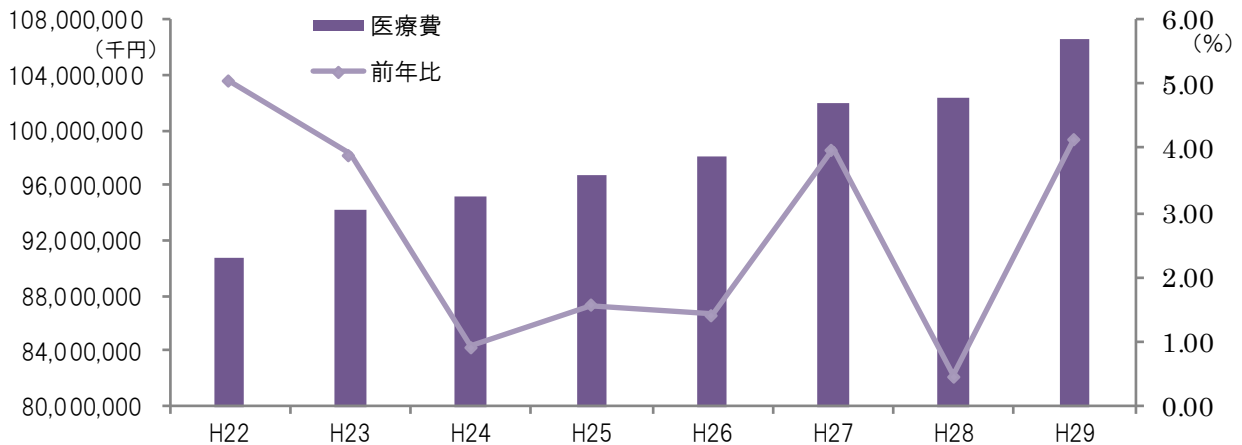
平成30年8月から、現役並みⅠ・Ⅱ（課税所得145万円以上690万円未満）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用認定証」を提示していただいた場合、その医療機関で定められた上限額を超える額を支払うことはありません。

また、「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 平成31年 7月31日 交付年月日 平成30年 8月 1日	
被保険者番号	*****
住所	甲府市蓬沢一丁目15番35号
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和10年10月10日
発効期日	平成30年 8月 1日
適用区分	現役Ⅰ
保険者番号及び 並びの印	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 山梨県後期高齢者医療広域連合 印

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
24年度	95,175,509,921	0.93	87,307,386,688	3,276,496,041	57,143,427	7,868,123,233	91.73
3割	4,530,578,294	▲5.16	3,687,340,335	474,605,104	4,127,815	843,237,959	81.39
1割	90,644,931,627	1.26	83,620,046,353	2,801,890,937	53,015,612	7,024,885,274	92.25
25年度	96,658,831,640	1.56	88,649,218,482	3,338,015,644	66,653,142	8,009,613,158	91.71
3割	4,673,232,834	3.15	3,778,236,191	502,997,692	3,276,834	894,996,643	80.85
1割	91,985,598,806	1.48	84,870,982,291	2,835,017,952	63,376,308	7,114,616,515	92.27
26年度	98,028,375,504	1.42	89,937,090,383	3,384,600,965	73,851,682	8,091,285,121	91.75
3割	4,554,306,939	▲2.54	3,678,214,150	468,519,575	5,743,205	876,092,789	80.76
1割	93,474,068,565	1.62	86,258,876,233	2,916,081,390	68,108,477	7,215,192,332	92.28
27年度	101,927,143,804	3.98	93,778,103,520	3,676,157,031	69,417,348	8,149,040,284	92.01
3割	4,587,534,586	0.73	3,750,124,193	496,950,335	4,407,892	837,410,393	81.75
1割	97,339,609,218	4.14	90,027,979,327	3,179,206,696	65,009,456	7,311,629,891	92.49
28年度	102,408,574,096	0.47	94,016,788,052	3,766,346,783	90,033,592	8,391,786,044	91.81
3割	4,813,647,568	4.93	3,923,346,628	530,993,191	7,766,633	890,300,940	81.50
1割	97,594,926,528	0.26	90,093,441,424	3,235,353,592	82,266,959	7,501,485,104	92.31
29年度	106,645,669,482	4.14	97,765,826,443	3,857,303,713	91,590,887	8,879,843,039	91.67
3割	5,239,573,234	8.85	4,255,623,751	579,487,715	10,742,430	983,949,483	81.22
1割	101,406,096,248	3.91	93,510,202,692	3,277,815,998	80,848,457	7,895,893,556	92.21

(注) 「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年度	件数	給付額	1件当たり額
25年度	6,843	342,150,000	50,000
26年度	7,273	363,650,000	50,000
27年度	7,150	357,500,000	50,000
28年度	7,063	353,150,000	50,000
29年度	7,496	374,800,000	50,000

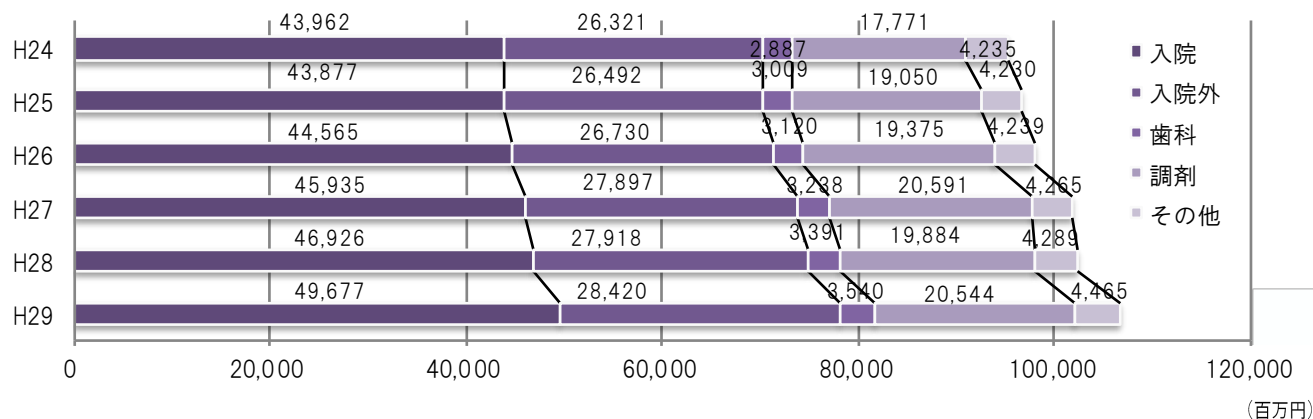
● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度	医療費	前年比	診療種別						
			入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
25年度	費用額	1.56	43,877,178	26,492,455	3,009,419	19,049,997	281,980	2,750,887	1,196,916
	件数	2.35	88,167	1,725,446	187,944	1,177,008	3,566	83,038	72,118
26年度	費用額	1.42	44,565,343	26,729,908	3,119,803	19,374,800	310,382	2,764,144	1,163,995
	件数	1.66	89,272	1,744,006	200,061	1,200,830	3,741	84,192	70,270
27年度	費用額	3.98	45,935,458	27,897,090	3,237,878	20,591,223	298,860	2,778,062	1,188,573
	件数	2.24	90,276	1,772,588	212,486	1,231,236	3,924	85,334	71,760
28年度	費用額	0.47	46,926,391	27,917,996	3,391,044	19,884,400	365,306	2,758,015	1,165,422
	件数	2.59	91,849	1,807,667	223,382	1,269,872	4,776	86,902	72,214
29年度	費用額	4.14	49,676,570	28,419,986	3,539,776	20,544,437	439,242	2,851,022	1,174,636
	件数	2.83	95,029	1,842,964	238,753	1,313,565	5,543	90,020	72,006

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 診療種別医療費の推移



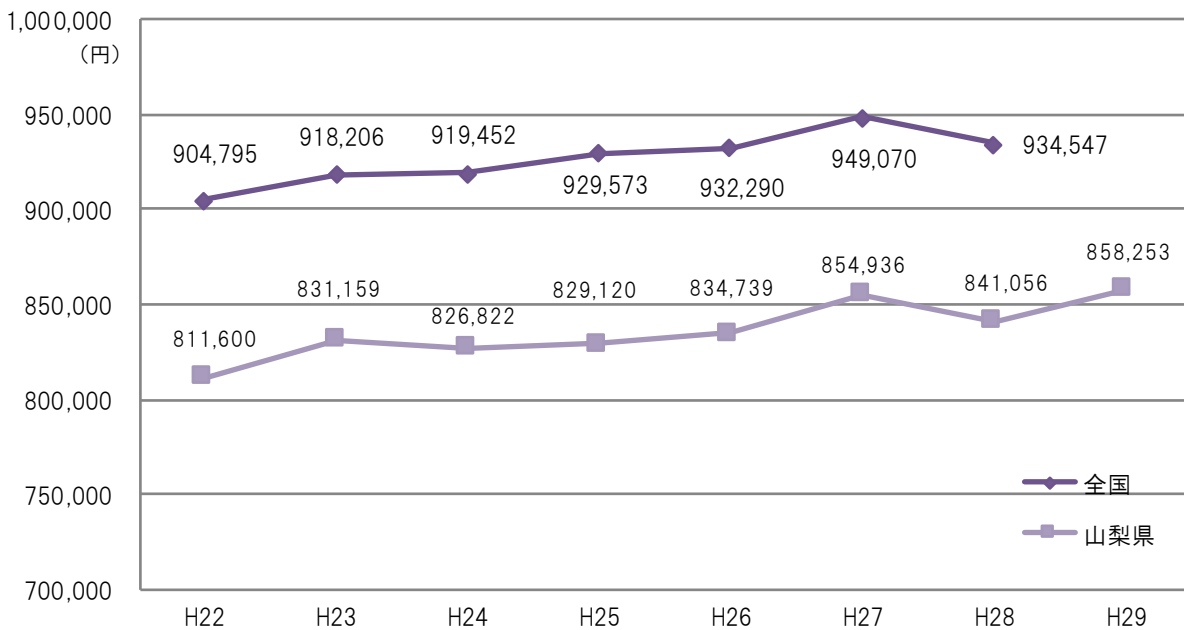
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
25年度	829,120	0.28	376,370	227,247	25,814	163,407	2,419	23,596	10,267
3割	783,574	3.25	327,457	237,207	31,333	159,627	1,716	16,731	9,503
1割	831,576	0.12	379,007	226,710	25,517	163,611	2,457	23,966	10,308
26年度	834,739	0.68	379,486	227,613	26,566	164,982	2,643	23,537	9,912
3割	765,173	▲2.35	312,296	231,152	31,265	161,903	2,965	15,653	9,938
1割	838,453	0.83	383,073	227,424	26,315	165,146	2,626	23,958	9,910
27年度	854,936	2.42	385,293	233,993	27,158	172,713	2,507	23,302	9,970
3割	772,442	0.95	308,091	236,865	31,439	168,189	2,413	14,627	10,818
1割	859,268	2.48	388,366	233,802	26,932	172,948	2,511	24,788	9,921
28年度	841,656	▲1.55	385,670	229,447	27,870	163,422	3,002	22,667	9,578
3割	767,972	▲0.58	316,335	231,719	32,731	160,011	2,851	15,476	8,849
1割	845,659	▲1.58	389,436	229,324	27,606	163,608	3,011	23,058	9,616
29年度	858,253	1.97	399,782	228,716	28,487	165,336	3,535	22,944	9,451
3割	776,924	1.17	328,377	227,672	32,949	160,429	3,273	15,249	8,974
1割	862,920	2.04	403,880	228,776	28,231	165,617	3,550	23,386	9,481

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移（全国との比較）



※ 全国は、厚生労働省『後期高齢者医療事業年報』による。（対象期間は3月から2月）

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村	25年度 医療費	26年度 医療費	27年度 医療費	28年度 医療費	29年度 医療費
1 甲 府 市	24,414,662	24,769,039	25,687,604	25,721,928	26,957,539
2 富 士 吉 田 市	5,116,397	5,143,230	5,466,813	5,516,397	5,817,243
3 都 留 市	3,132,376	3,091,612	3,141,656	3,192,437	3,323,888
4 山 梨 市	5,114,148	5,253,075	5,259,824	5,182,194	5,256,894
5 大 月 市	3,657,237	3,781,373	4,015,534	3,993,785	4,218,735
6 韭 崎 市	3,205,571	3,189,420	3,291,820	3,341,134	3,299,269
7 南アルプス市	6,634,186	6,672,740	6,954,990	7,119,441	7,395,874
8 北 杜 市	6,160,425	6,347,283	6,621,192	6,500,644	6,633,318
9 甲 斐 市	5,678,321	5,831,201	6,150,126	6,364,190	6,894,452
10 笛 吹 市	8,258,444	8,339,069	8,662,331	8,589,082	9,153,016
11 上 野 原 市	2,698,200	2,719,108	3,056,130	3,134,218	3,288,744
12 甲 州 市	4,776,055	4,733,245	4,673,086	4,739,060	4,748,560
13 中 央 市	2,358,202	2,394,364	2,600,084	2,628,984	2,799,187
14 市 川 三 郷 町	2,540,607	2,467,771	2,634,014	2,905,447	2,942,870
15 早 川 町	357,811	326,978	368,159	358,962	387,600
16 身 延 町	2,930,102	2,964,395	3,167,248	3,074,425	3,109,336
17 南 部 町	1,487,116	1,468,712	1,424,314	1,434,630	1,467,287
18 富 士 川 町	2,079,247	2,153,807	2,178,683	2,049,269	2,044,729
19 昭 和 町	1,184,452	1,241,514	1,371,762	1,500,656	1,473,424
20 道 志 村	234,856	226,132	237,744	221,407	257,560
21 西 桂 町	473,243	493,837	457,985	507,445	562,199
22 忍 野 村	618,629	675,285	698,232	621,794	673,994
23 山 中 湖 村	544,078	555,917	573,282	580,464	587,172
24 鳴 沢 村	264,435	301,443	292,219	289,983	338,756
25 富 士 河 口 湖 町	2,464,353	2,579,874	2,672,349	2,583,532	2,682,079
26 小 菅 村	150,730	175,755	142,384	133,885	165,478
27 丹 波 山 村	124,949	132,197	127,579	123,181	166,468
広 域 連 合	96,658,832	98,028,376	101,927,144	102,408,574	106,645,669

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村	25年度 療養給付費	26年度 療養給付費	27年度 療養給付費	28年度 療養給付費	29年度 療養給付費
1 甲 府 市	22,386,533	22,736,379	23,637,852	23,669,904	24,758,148
2 富 士 吉 田 市	4,699,810	4,704,927	5,027,059	5,033,875	5,331,644
3 都 留 市	2,866,586	2,829,183	2,870,523	2,916,663	3,036,098
4 山 梨 市	4,696,524	4,836,323	4,840,979	4,759,697	4,809,685
5 大 月 市	3,354,184	3,471,720	3,698,810	3,673,652	3,876,471
6 韭 崎 市	2,939,644	2,922,961	3,026,395	3,064,437	3,018,551
7 南アルプス市	6,083,337	6,102,074	6,392,308	6,536,292	6,780,239
8 北 杜 市	5,656,885	5,814,769	6,099,846	5,965,022	6,080,227
9 甲 斐 市	5,216,280	5,367,427	5,672,189	5,843,566	6,327,259
10 笛 吹 市	7,579,934	7,669,861	7,975,841	7,880,280	8,403,611
11 上 野 原 市	2,456,286	2,482,723	2,801,409	2,862,622	3,003,160
12 甲 州 市	4,382,471	4,337,943	4,293,548	4,340,279	4,347,608
13 中 央 市	2,153,493	2,200,633	2,401,449	2,417,578	2,567,347
14 市 川 三 郷 町	2,331,622	2,266,884	2,424,338	2,682,325	2,706,666
15 早 川 町	329,807	301,819	341,426	333,279	361,963
16 身 延 町	2,685,607	2,707,900	2,924,055	2,829,927	2,858,365
17 南 部 町	1,363,315	1,350,954	1,311,235	1,317,462	1,342,684
18 富 士 川 町	1,909,452	1,978,646	1,996,763	1,874,837	1,851,938
19 昭 和 町	1,079,672	1,129,628	1,254,182	1,368,684	1,333,766
20 道 志 村	214,838	206,445	218,510	201,945	235,498
21 西 桂 町	436,462	455,710	420,601	468,819	518,613
22 忍 野 村	568,450	618,816	642,670	569,927	612,354
23 山 中 湖 村	495,471	507,523	525,503	527,536	529,652
24 鳴 沢 村	243,242	277,197	267,348	264,342	311,258
25 富 士 河 口 湖 町	2,264,872	2,372,965	2,463,482	2,376,818	2,454,915
26 小 菅 村	139,843	163,926	131,681	123,281	153,065
27 丹 波 山 村	114,598	121,754	118,103	113,738	155,042
広 域 連 合	88,649,218	89,937,090	93,778,104	94,016,788	97,765,826

(注) 療養給付費 = 診療費 (入院、入院外、歯科) + 調剤 + 食事生活 (医科・歯科) + 訪問看護の保険者負担分

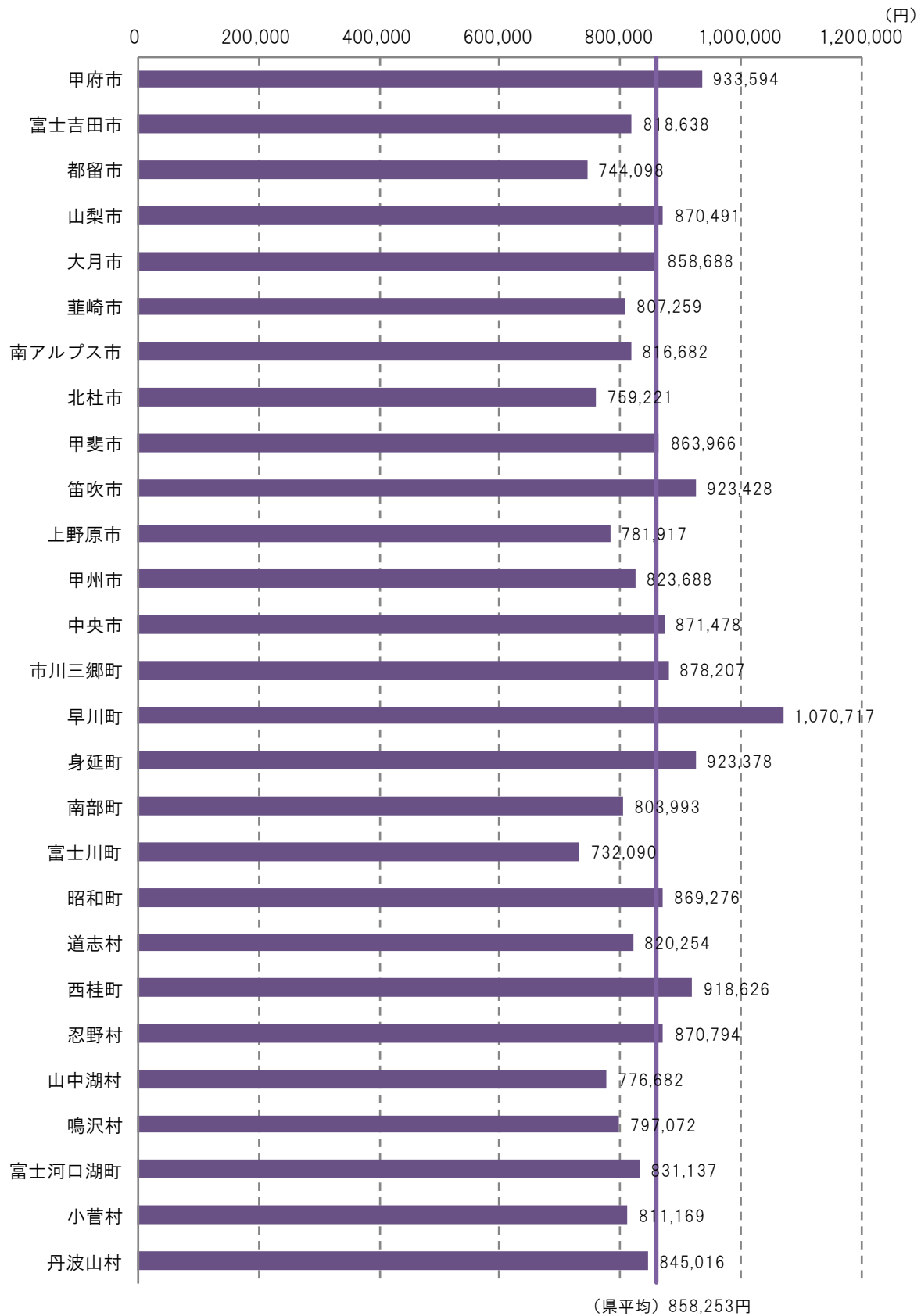
● 市町村別1人当たり医療費 [総額] の状況

(単位：円、%)

市町村	28年度 1人当たり医療費	29年度 1人当たり医療費	対前年度 増減額	対前年度 増減率
1 甲 府 市	909,384	933,594	24,210	2.66
2 富 士 吉 田 市	799,478	818,638	19,160	2.40
3 都 留 市	729,200	744,098	14,898	2.04
4 山 梨 市	869,205	870,491	1,286	0.15
5 大 月 市	822,275	858,688	36,413	4.43
6 韭 崎 市	831,129	807,259	▲23,870	▲2.87
7 南アルプス市	811,702	816,682	4,980	0.61
8 北 杜 市	760,398	759,221	▲1,177	▲0.15
9 甲 斐 市	842,158	863,966	21,808	2.59
10 笛 吹 市	888,679	923,428	34,749	3.91
11 上 野 原 市	763,513	781,917	18,404	2.41
12 甲 州 市	826,484	823,688	▲2,796	▲0.34
13 中 央 市	845,606	871,478	25,872	3.06
14 市 川 三 郷 町	863,432	878,207	14,775	1.71
15 早 川 町	962,367	1,070,717	108,350	11.26
16 身 延 町	897,119	922,378	25,259	2.82
17 南 部 町	778,842	803,993	25,151	3.23
18 富 士 川 町	731,882	732,090	208	0.03
19 昭 和 町	929,198	869,276	▲59,922	▲6.45
20 道 志 村	705,116	820,254	115,138	16.33
21 西 桂 町	871,898	918,626	46,728	5.36
22 忍 野 村	822,479	870,794	48,315	5.87
23 山 中 湖 村	796,247	776,682	▲19,565	▲2.46
24 鳴 沢 村	697,076	797,072	99,996	14.35
25 富 士 河 口 湖 町	819,907	831,137	11,230	1.37
26 小 菅 村	643,676	811,169	167,493	26.02
27 丹 波 山 村	597,966	845,016	247,050	41.32
広 域 連 合	841,656	858,253	16,597	1.97

※1人当たり医療費 [総額] = 医療費 [総額] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [平成 29 年度]



● 市町村別1人当たり医療費〔内訳〕の状況〔平成29年度〕

(単位：円)

市町村	入院及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
			調剤〔再掲〕			
1 甲府市	453,247	429,340	175,317	32,419	6,082	12,507
2 富士吉田市	369,468	407,842	171,244	27,018	1,601	12,710
3 都留市	349,276	359,279	146,055	24,534	1,125	9,884
4 山梨市	433,584	397,411	182,695	29,490	1,004	8,979
5 大月市	434,292	383,375	155,036	31,685	2,617	6,719
6 韭崎市	397,642	371,905	160,354	28,236	3,223	6,253
7 南アルプス市	397,223	380,636	158,055	26,508	3,446	8,869
8 北杜市	366,814	357,175	153,843	25,795	2,630	6,807
9 甲斐市	410,949	408,708	156,421	31,174	4,364	8,771
10 笛吹市	507,581	376,341	170,297	27,460	3,303	8,744
11 上野原市	384,962	355,768	136,013	32,865	531	7,791
12 甲州市	413,840	374,349	174,161	26,416	1,107	7,960
13 中央市	440,232	390,168	170,095	28,467	6,624	5,987
14 市川三郷町	456,142	383,233	163,203	24,407	5,432	8,992
15 早川町	489,286	560,650	299,380	17,082	86	3,612
16 身延町	503,402	391,732	179,638	22,106	1,470	3,668
17 南部町	409,046	360,147	123,237	26,173	2,942	5,685
18 富士川町	328,561	368,855	162,352	20,119	3,964	10,591
19 昭和町	423,237	402,832	173,404	30,240	3,747	9,221
20 道志村	421,119	374,871	104,476	20,591	1,123	2,551
21 西桂町	419,485	460,310	174,137	24,941	5,484	8,405
22 忍野村	442,586	385,323	151,746	25,788	2,962	14,135
23 山中湖村	348,231	390,211	165,043	28,786	1,038	8,417
24 鳴沢村	384,512	364,300	153,229	41,160	297	6,803
25 富士河口湖町	368,176	421,529	170,685	23,957	3,278	14,198
26 小菅村	549,582	235,764	62,496	24,537	152	1,133
27 丹波山村	522,770	303,401	76,026	18,440	0	405
広域連合	422,727	394,051	165,336	28,487	3,535	9,451

(注) 1人当たり医療費〔内訳〕＝医療費〔各内訳の合計〕÷年度平均被保険者数

● 市町村別1人当たり療養費の状況 [平成 29 年度]

(単位：円)

市町村	療養費計	療養費の内訳				
		一般診療等	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1 甲 府 市	12,507	48	783	3,483	7,078	1,116
2 富 士 吉 田 市	12,710	0	581	6,280	5,409	440
3 都 留 市	9,884	2	783	2,836	5,969	293
4 山 梨 市	8,979	7	748	4,912	2,364	949
5 大 月 市	6,719	0	1,028	2,497	3,185	10
6 韭 崎 市	6,253	9	651	2,699	2,360	534
7 南アルプス市	8,869	0	1,130	4,251	3,304	183
8 北 杜 市	6,808	6	519	2,375	2,910	997
9 甲 斐 市	8,772	16	842	3,612	3,584	717
10 笛 吹 市	8,744	8	760	3,197	3,792	986
11 上 野 原 市	7,791	12	1,347	2,841	3,341	251
12 甲 州 市	7,960	9	625	4,265	2,640	420
13 中 央 市	5,987	0	561	2,614	2,461	351
14 市 川 三 郷 町	8,992	0	717	4,262	2,194	1,819
15 早 川 町	3,612	0	1,281	2,331	0	0
16 身 延 町	3,668	0	963	1,188	1,115	402
17 南 部 町	5,685	0	1,030	1,873	2,607	175
18 富 士 川 町	10,592	0	699	4,173	5,095	625
19 昭 和 町	9,221	3	630	3,442	4,841	306
20 道 志 村	2,551	0	772	733	1,046	0
21 西 桂 町	8,405	0	659	2,995	3,529	1,223
22 忍 野 村	14,135	0	823	4,202	8,246	864
23 山 中 湖 村	8,417	0	1,048	3,994	1,655	1,720
24 鳴 沢 村	6,804	367	457	2,409	3,570	0
25 富 士 河 口 湖 町	14,198	38	603	6,105	5,536	1,915
26 小 菅 村	1,133	0	943	191	0	0
27 丹 波 山 村	405	0	294	111	0	0
広 域 連 合	9,451	17	789	3,579	4,310	757

(注) 1人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況 [平成 29 年度]

(単位：円、%)

市町村	入院					入院外				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1件	1日	1人			1件	1日	1人
1 甲府市	78.40	18.41	546,289	29,679	428,309	1671.41	1.72	15,198	8,815	254,022
2 富士吉田市	64.61	16.17	543,261	33,588	350,987	1522.53	1.84	15,540	8,462	236,598
3 都留市	72.60	16.01	453,911	28,345	329,535	1180.10	1.53	18,068	11,816	213,224
4 山梨市	81.42	17.12	503,329	29,396	409,815	1361.37	1.71	15,772	9,215	214,716
5 大月市	81.11	16.83	507,458	30,147	411,606	1344.94	1.67	16,978	10,187	228,338
6 韮崎市	74.94	17.50	499,251	28,527	374,163	1487.74	1.67	14,220	8,539	211,550
7 南アルプス市	71.89	17.67	523,860	29,648	376,582	1537.41	1.65	14,478	8,769	222,581
8 北杜市	70.45	16.69	491,112	29,430	345,976	1291.90	1.51	15,739	10,410	203,332
9 甲斐市	72.31	17.58	538,882	30,658	389,643	1662.03	1.61	15,179	9,406	252,286
10 笛吹市	84.75	17.79	567,643	31,911	481,053	1442.26	1.60	14,286	8,915	206,044
11 上野原市	75.52	16.91	480,257	28,401	362,648	1338.30	1.67	16,420	9,820	219,755
12 甲州市	78.32	17.20	500,355	29,095	391,865	1316.41	1.66	15,207	9,174	200,188
13 中央市	75.81	17.76	549,785	30,949	416,789	1510.90	1.59	14,566	9,183	220,073
14 市川三郷町	87.76	18.04	488,809	27,099	429,003	1373.11	1.80	16,024	8,899	220,030
15 早川町	94.48	18.50	487,313	26,345	460,390	1291.99	1.69	20,222	11,978	261,271
16 身延町	97.78	17.79	484,109	27,216	473,339	1215.93	1.74	17,443	10,045	212,094
17 南部町	82.58	17.33	465,020	26,834	383,991	1417.10	1.54	16,718	10,879	236,910
18 富士川町	67.85	15.87	457,243	28,816	310,231	1486.54	1.62	13,892	8,572	206,503
19 昭和町	74.28	17.97	540,023	30,060	401,114	1607.43	1.72	14,273	8,310	229,428
20 道志村	79.30	17.68	501,872	28,382	397,981	1312.42	1.38	20,603	14,964	270,395
21 西桂町	70.26	16.91	567,695	33,564	398,871	1449.84	1.70	19,738	11,639	286,173
22 忍野村	75.58	17.70	555,394	31,383	419,775	1537.73	1.71	15,190	8,891	233,577
23 山中湖村	63.36	15.32	522,556	34,111	331,091	1406.35	1.63	16,011	9,799	225,168
24 鳴沢村	65.18	16.38	559,444	34,156	364,626	1398.12	1.69	15,097	8,956	211,071
25 富士河口湖町	62.48	15.51	562,133	36,245	351,181	1505.76	1.84	16,659	9,069	250,843
26 小菅村	90.69	20.47	567,947	27,745	515,050	1400.98	1.57	12,368	7,897	173,268
27 丹波山村	85.79	17.26	581,636	33,698	498,967	1381.73	1.69	16,456	9,712	227,374
広域連合	76.48	17.46	522,752	29,932	399,782	1483.16	1.67	15,421	9,208	228,716

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村	歯科					合計				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1件	1日	1人			1件	1日	1人
1 甲 府 市	219.05	2.03	14,800	7,295	32,419	1968.86	2.42	36,303	14,987	714,751
2 富 士 吉 田 市	182.13	2.25	14,835	6,601	27,018	1769.27	2.40	34,738	14,460	614,603
3 都 留 市	153.30	1.95	16,003	8,208	24,534	1406.00	2.32	40,348	17,369	567,293
4 山 梨 市	192.76	1.86	15,299	8,226	29,490	1635.55	2.50	39,988	16,019	654,021
5 大 月 市	216.10	2.09	14,662	7,013	31,685	1642.15	2.47	40,899	16,548	671,629
6 韭 崎 市	177.83	2.05	15,878	7,727	28,236	1740.52	2.39	35,274	14,778	613,950
7 南アルプス市	176.18	2.10	15,046	7,166	26,508	1785.48	2.34	35,042	14,974	625,671
8 北 杜 市	186.52	1.86	13,830	7,442	25,795	1548.86	2.24	37,131	16,548	575,103
9 甲 斐 市	215.25	2.04	14,483	7,100	31,174	1949.59	2.25	34,525	15,325	673,103
10 笛 吹 市	187.68	2.07	14,631	7,062	27,460	1714.69	2.45	41,673	16,983	714,557
11 上 野 原 市	220.33	2.06	14,917	7,234	32,865	1634.14	2.43	37,651	15,502	615,268
12 甲 州 市	167.37	2.00	15,783	7,894	26,416	1562.09	2.47	39,592	16,008	618,470
13 中 央 市	216.28	2.12	13,162	6,196	28,467	1802.99	2.33	36,901	15,831	665,329
14 市川三郷町	149.72	2.17	16,302	7,512	24,407	1610.59	2.72	41,813	15,374	673,440
15 早 川 町	117.40	1.74	14,550	8,345	17,082	1503.87	2.75	49,123	17,833	738,743
16 身 延 町	135.81	2.09	16,278	7,785	22,106	1449.51	2.85	48,812	17,113	707,539
17 南 部 町	182.30	1.67	14,357	8,585	26,173	1681.97	2.33	38,471	16,534	647,074
18 富 士 川 町	138.06	2.08	14,573	7,021	20,119	1692.45	2.23	31,721	14,232	536,853
19 昭 和 町	215.93	2.07	14,005	6,770	30,240	1897.64	2.39	34,821	14,549	660,782
20 道 志 村	200.32	2.08	10,279	4,943	20,591	1592.04	2.28	43,276	19,002	688,967
21 西 桂 町	157.35	1.97	15,851	8,034	24,941	1677.45	2.36	42,325	17,939	709,985
22 忍 野 村	187.21	1.96	13,775	7,038	25,788	1800.52	2.41	37,719	15,680	679,140
23 山 中 湖 村	203.31	2.27	14,159	6,225	28,786	1673.02	2.23	34,969	15,681	585,044
24 鳴 沢 村	254.12	1.65	16,197	9,789	41,160	1717.41	2.39	35,918	16,044	616,857
25 富 士 河 口 湖 町	161.27	2.17	14,855	6,834	23,957	1729.50	2.36	36,194	15,322	625,981
26 小 菅 村	155.39	2.09	15,791	7,573	24,537	1647.06	2.66	43,281	16,296	712,855
27 丹 波 山 村	126.90	2.27	14,531	6,396	18,440	1594.42	2.58	46,712	18,121	744,781
広 域 連 合	192.14	2.04	14,826	7,279	28,487	1751.78	2.40	37,504	15,602	656,985

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付 [年 3 回]

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみの 10 割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付 [毎月]

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

(4) 重複・頻回受診者等への訪問指導

重複・頻回受診者等に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等に繋げる他、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

<平成 29 年度医療費通知送付状況>

送付月	送付件数
平成 29 年 07 月	116,357 件
平成 29 年 11 月	117,178 件
平成 30 年 03 月	117,677 件
合 計	351,212 件

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
27 年度	36,357 件
28 年度	31,817 件
29 年度	42,445 件

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件数	収納金額
25 年度	780 件	104,985,218 円
26 年度	987 件	159,765,056 円
27 年度	908 件	120,656,586 円
28 年度	1,023 件	153,903,974 円
29 年度	1,111 件	168,261,423 円

<訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診	59 人
頻回受診	55 人
重複投薬	4 人

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

＜健康増進事業実施状況＞

年度	実施市町村数	実施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
25年度	9市町村	9事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	46,618,000円
26年度	9市町村	10事業	認知症予防教室、健康づくり教室、人間ドック等検診事業	56,887,000円
27年度	9市町村	9事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	56,887,000円
28年度	10市町村	10事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	56,887,000円
29年度	11市町村	11事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	48,418,000円

(2) 健康診査事業

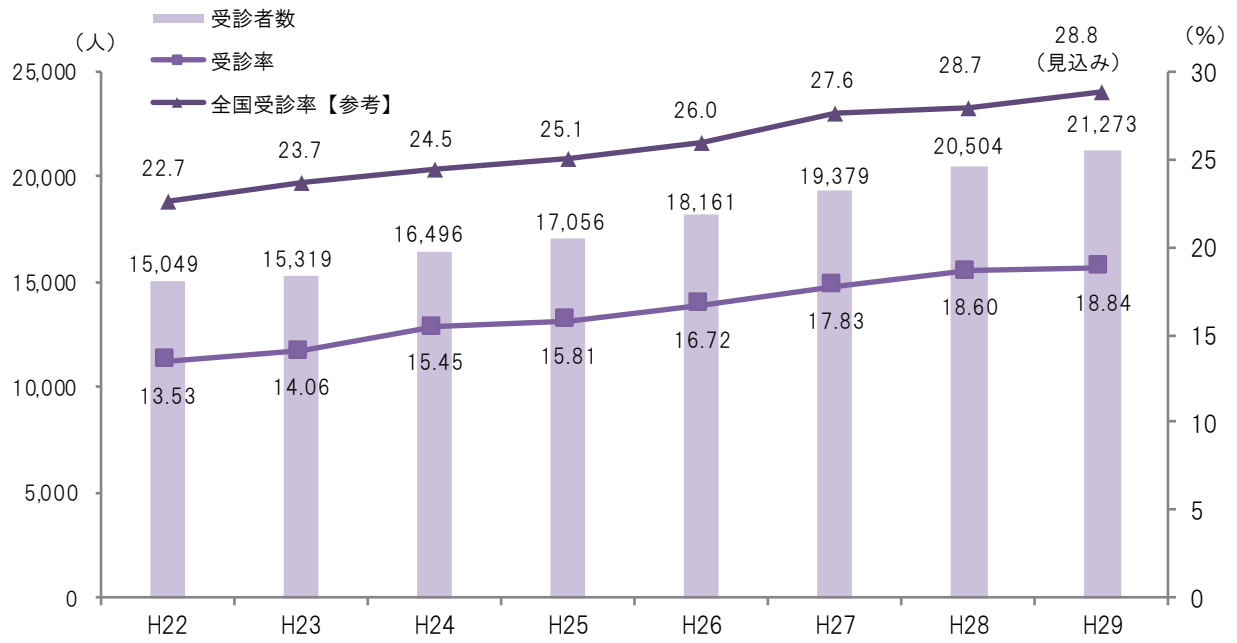
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
目標値 (計画)	受診率	15.9%	16.9%	17.5%	18.7%	18.8%
	対象者数	111,217人	108,543人	108,957人	107,717人	113,109人
	実施者数	17,642人	18,347人	19,027人	20,183人	21,223人
実績 (結果)	受診率	15.81%	16.72%	17.83%	18.60%	18.84%
	対象者数	107,847人	108,602人	108,658人	110,256人	112,905人
	実施者数	17,056人	18,161人	19,379人	20,504人	21,273人
健康診査事業費補助金額	45,016,000円	52,086,000円	58,364,000円	62,212,000円	65,132,000円	

● 健康診査受診者数と受診率の推移



● 市町村別交付額等の状況 [平成 29 年度]

(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数
1 甲 府 市	25,118	1,878	7.48	6,222,000	1,795
2 富 士 吉 田 市	6,470	583	9.01	1,919,000	
3 都 留 市	4,198	881	20.99	2,631,000	
4 山 梨 市	5,505	295	5.36	897,000	258
5 大 月 市	4,523	588	13.00	1,784,000	
6 韭 崎 市	3,929	1,105	28.12	3,375,000	
7 南アルプス市	8,553	2,827	33.05	8,485,000	
8 北 杜 市	8,005	2,092	26.13	6,158,000	
9 甲 斐 市	6,748	1,745	25.86	5,259,000	822
10 笛 吹 市	9,047	1,969	21.76	5,903,000	
11 上 野 原 市	3,769	494	13.11	1,465,000	112
12 甲 州 市	5,567	983	17.66	2,973,000	
13 中 央 市	2,722	523	19.21	1,692,000	65
14 市 川 三 郷 町	3,188	1,107	34.72	3,400,000	
15 早 川 町	319	136	42.63	453,000	2
16 身 延 町	3,185	962	30.20	3,162,000	
17 南 部 町	1,792	708	39.51	2,134,000	
18 富 士 川 町	2,644	920	34.80	2,807,000	
19 昭 和 町	1,535	613	39.93	1,834,000	
20 道 志 村	301	100	33.22	279,000	2
21 西 桂 町	576	74	12.85	207,000	
22 忍 野 村	643	143	22.24	436,000	56
23 山 中 湖 村	685	234	34.16	695,000	
24 鳴 沢 村	339	22	6.49	63,000	30
25 富 士 河 口 湖 町	3,192	204	6.39	607,000	
26 小 菅 村	177	42	23.73	137,000	
27 丹 波 山 村	175	45	25.71	155,000	7
広 域 連 合	112,905	21,273	18.84	65,132,000	3,149

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
目標値 (計画)	受診率	—	—	2.6%	2.2%	1.9%
	対象者数	—	—	112,152人	113,169人	119,875人
	実施者数	—	—	2,869人	2,527人	2,268人
実績 (結果)	受診率	—	0.37%	1.74%	1.75%	1.49%
	対象者数	—	108,602人	108,658人	110,256人	116,286人
	実施者数	—	399人	1,888人	1,932人	1,729人
健康診査事業費補助金額		—	406,000円	3,336,000円	3,336,000円	3,328,000円

● 市町村別交付額等の状況（歯科）[平成29年度]

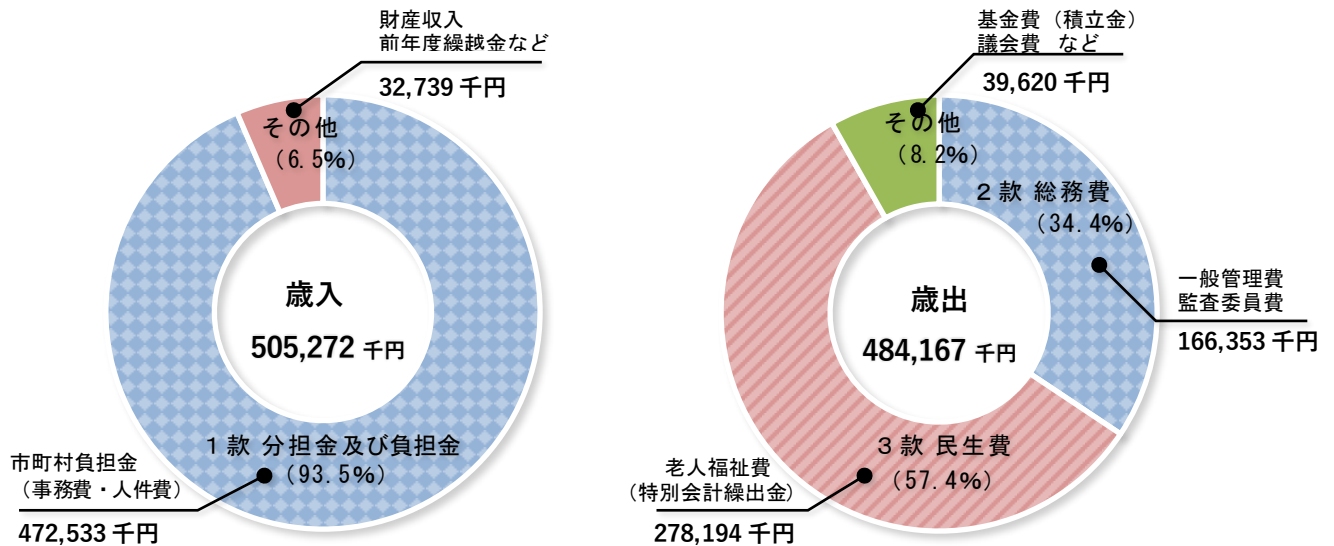
(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1 甲府市	26,913	676	2.51	1,490,000
2 大月市	4,523	54	1.19	120,000
3 南アルプス市	8,558	238	2.78	130,000
4 甲斐市	7,570	130	1.72	268,000
5 笛吹市	9,047	515	5.69	1,063,000
6 甲州市	5,567	28	0.50	66,000
7 忍野村	699	1	0.14	1,000
8 富士河口湖町	3,192	87	2.73	190,000

8 決算の状況 [平成 29 年度]

(1) 一般会計

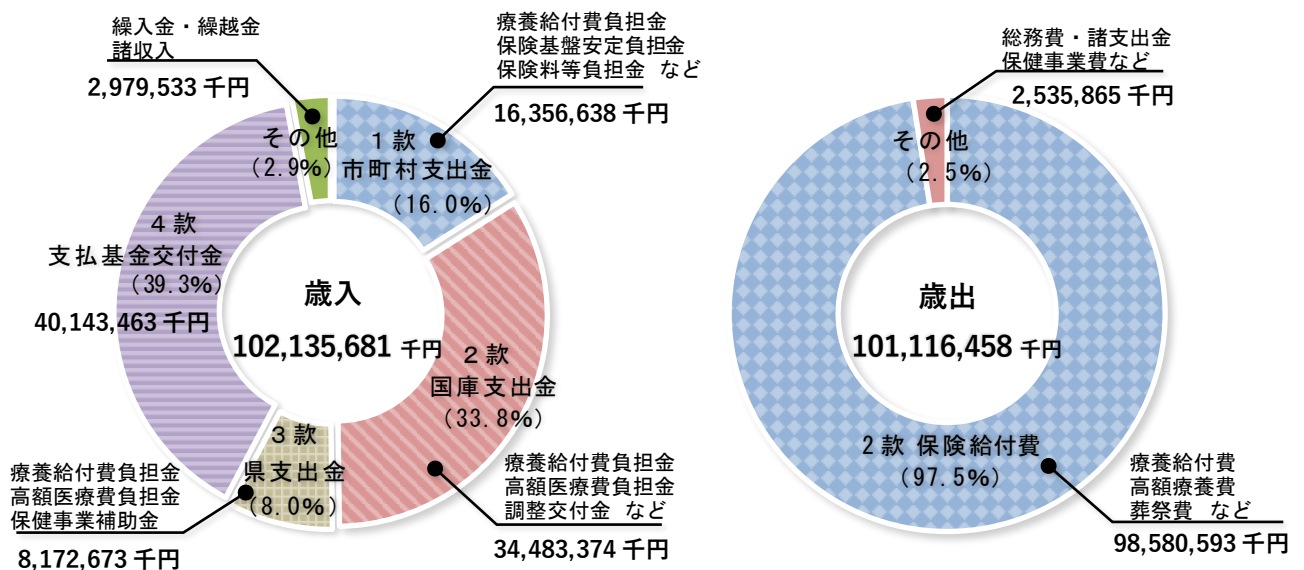
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（1款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の6割を占める特別会計への繰出金（3款 民生費）が主なものです。



(2) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条)

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の9割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
23年度	81,375,965	10,238,561	0
24年度	33,755,573	▲47,620,392	0
25年度	42,754,419	8,998,846	0
26年度	57,636,118	14,881,699	0
27年度	71,091,357	13,455,239	0
28年度	94,231,970	23,140,613	0
29年度	125,937,407	31,705,437	0

イ 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
23年度	876,475,780	294,295,345	681
24年度	435,097,489	▲441,378,291	▲757,221,237
25年度	1,192,795,557	757,698,068	▲4,327,625
26年度	1,188,997,312	▲3,798,245	219,604,620
27年度	1,409,191,686	220,194,374	399,644,246
28年度	1,809,203,620	400,011,934	0
29年度	1,809,346,967	143,347	0

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
23年度	899,092,947	0.09%	0
24年度	1,153,772,536	0.09%	0
25年度	1,408,459,911	0.09%	0
26年度	1,409,372,314	—	0
27年度	1,410,678,728	—	0
28年度	1,412,010,046	—	0
29年度	1,412,754,746	—	0

※ 26年度以降については、拠出を行っていない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	28年度	29年度	28～29増減額	28～29増減率
1 款 分担金及び負担金	472,292,444	472,533,174	240,730	0.05
市町村負担金	472,292,444	472,533,174	240,730	0.05
4 款 財産収入	16,613	7,437	▲9,176	▲55.23
利子及び配当金	16,613	7,437	▲9,176	▲55.23
5 款 繰入金	0	6,825,000	6,825,000	皆増
財政調整基金繰入金	0	6,825,000	6,825,000	皆増
6 款 繰越金	20,977,889	25,872,662	4,894,773	23.33
繰越金	20,977,889	25,872,662	4,894,773	23.33
7 款 諸収入	37,194	34,354	▲2,840	▲7.64
預金利子	36,424	31,134	▲5,290	▲14.52
雑入	770	3,220	2,450	318.18
歳 入 計	493,324,140	505,272,627	11,948,487	2.42

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	28年度	29年度	28～29増減額	28～29増減率
1 款 議会費	994,383	1,089,256	94,873	9.54
議会費	994,383	1,089,256	94,873	9.54
2 款 総務費	161,560,809	166,353,561	4,792,752	2.97
一般管理費	161,326,481	166,093,037	4,766,556	2.95
公平委員会費	0	0	0	—
選挙管理委員会費	0	0	0	—
監査委員費	234,328	260,524	26,196	11.18
3 款 民生費	281,755,673	278,194,416	▲3,561,257	▲1.26
老人福祉費	281,755,673	278,194,416	▲3,561,257	▲1.26
4 款 諸支出金	23,140,613	38,530,437	15,389,824	66.51
財政調整基金費	23,140,613	38,530,437	15,389,824	66.51
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	467,451,478	484,167,670	16,716,192	3.58
歳入歳出差引額	25,872,662	21,104,957	▲4,767,705	▲18.43

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	28 年度	29 年度	28～29 増減額	28～29 増減率
1 款 市町村支出金	15,617,265,449	16,356,638,502	739,373,053	4.73
保険料等負担金	6,097,914,318	6,520,752,442	422,838,124	6.93
療養給付費負担金	7,507,786,773	7,792,516,880	284,730,107	3.79
保険基盤安定負担金	2,011,564,358	2,043,369,180	31,804,822	1.58
2 款 国庫支出金	34,420,501,961	34,483,373,650	62,871,689	0.18
療養給付費負担金	24,312,666,107	24,422,382,649	109,716,542	0.45
高額医療費負担金	370,170,292	376,669,799	6,499,507	1.76
調整交付金	9,027,698,000	9,112,910,000	85,212,000	0.94
事業費補助金	22,846,063	26,809,940	3,963,877	17.35
円滑運営臨時特例交付金	686,092,499	544,546,262	▲141,546,237	▲20.63
災害臨時特例補助金	3,000	55,000	52,000	1733.33
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,026,000	—	▲1,026,000	皆減
3 款 県支出金	8,185,581,115	8,172,673,031	▲12,908,084	▲0.16
療養給付費負担金	7,752,681,730	7,761,773,232	9,091,502	0.12
高額医療費負担金	399,959,385	376,669,799	▲23,289,586	▲5.82
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	32,940,000	34,230,000	1,290,000	3.92
4 款 支払基金交付金	38,695,536,349	40,143,463,334	1,447,926,985	3.74
後期高齢者交付金	38,695,536,349	40,143,463,334	1,447,926,985	3.74
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	21,441,257	16,701,716	▲4,739,541	▲22.10
特別高額医療費共同事業交付金	21,441,257	16,701,716	▲4,739,541	▲22.10
6 款 財産収入	367,688	143,347	▲224,341	▲61.01
利子及び配当金	367,688	143,347	▲224,341	▲61.01
7 款 繰入金	281,755,673	278,194,416	▲3,561,257	▲1.26
一般会計繰入金	281,755,673	278,194,416	▲3,561,257	▲1.26
後期高齢者医療給付基金繰入金	0	0	0	—
8 款 繰越金	1,979,289,936	2,506,961,896	527,671,960	26.66
繰越金	1,979,289,936	2,506,961,896	527,671,960	26.66
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	189,002,886	177,531,463	▲11,471,423	▲6.07
延滞金	264,883	162,067	▲102,816	▲38.82
過料	0	0	0	—
加算金	0	11,166	11,166	皆増
預金利子	794,458	727,304	▲67,154	▲8.45
第三者納付金	153,903,974	168,261,423	14,357,449	9.33
返納金	34,039,571	8,369,503	▲25,670,068	▲75.41
雑入	0	0	0	—
歳 入 計	99,390,742,314	102,135,681,355	2,744,939,041	2.76

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	28 年度	29 年度	28~29 増減額	28~29 増減率
1 款 総務費	294,147,673	316,133,416	21,985,743	7.47
一般管理費	294,147,673	316,133,416	21,985,743	7.47
2 款 保険給付費	94,824,169,060	98,580,592,919	3,756,423,859	3.96
療養給付費	88,986,870,393	92,558,480,982	3,571,610,589	4.01
訪問看護療養費	325,201,628	390,902,390	65,700,762	20.20
特別療養費	0	0	0	—
移送費	0	88,880	88,880	皆増
審査支払手数料	265,008,588	262,189,050	▲2,819,538	▲1.06
療養費	1,037,558,076	1,045,237,017	7,678,941	0.74
高額療養費	3,766,346,783	3,857,303,713	90,956,930	2.41
高額介護合算療養費	90,033,592	91,590,887	1,557,295	1.73
葬祭費	353,150,000	374,800,000	21,650,000	6.13
4 款 特別高額医療費共同事業拠出金	17,106,984	18,321,942	1,214,958	7.10
共同事業拠出金	17,042,826	18,258,444	1,215,618	7.13
共同事業事務費拠出金	64,158	63,498	▲660	▲1.03
5 款 保健事業費	122,817,000	116,928,000	▲5,889,000	▲4.79
健康診査費	65,880,000	68,460,000	2,580,000	3.92
その他健康保持増進費	56,937,000	48,468,000	▲8,469,000	▲14.87
6 款 基金積立金	367,688	143,347	▲224,341	▲61.01
医療給付基金積立金	367,688	143,347	▲224,341	▲61.01
7 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
8 款 諸支出金	1,625,172,013	2,084,338,640	459,166,627	28.25
保険料還付金	16,328,330	25,945,960	9,617,630	58.90
償還金	1,608,754,483	2,057,571,880	448,817,397	27.90
還付加算金	89,200	820,800	731,600	820.18
9 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	96,883,780,418	101,116,458,264	4,232,677,846	4.37
歳入歳出差引額	2,506,961,896	1,019,223,091	▲1,487,738,805	▲59.34

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 20 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 均等割の軽減 … 7割軽減を受ける方について、8.5割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が58万円以下の方について5割軽減とする。 ● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を20年9月まで凍結し、21年10月から21年3月まで9割軽減とする。（以後継続） ● 平成20・21年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710円 賦課限度額 500,000円 <p>※ 小菅村については、平成15～17年度の1人当たりの医療給付費が県平均よりも約38%低いことから、不均一賦課を採用し、平成20～25年度までの6年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が1/2ずつ負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355円 賦課限度額 500,000円
平成 20 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：108,596人 賦課総額：5,439,583,560円 1人当たり：50,090円（軽減後）
平成 20 年 09 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市） ● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 負担区分変更に伴う4市町6人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 7割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9割軽減とする特例措置を追加（以後継続） ● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成21年5月20日保高発第0520001号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：110,906人 賦課総額：5,114,304,440円 1人当たり：46,113円（軽減後）
平成 21 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成21年10月26日保発1026第1号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成22年法律第35号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の1/3を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 22・23 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障制度改革推進法成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障制度改革国民会議 報告書 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

IV 年 表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） <ol style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

IV 年 表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が、地域医療構想と総合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ・ 国民健康保険の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ・ 負担の公平化等 <ul style="list-style-type: none"> ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）
平成 28 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28・29 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 28 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 28 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）
平成 28 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて （平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） <ul style="list-style-type: none"> ▶ 後期高齢者医療制度発足（平成 20 年）以来、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」の設定に誤りがあり、一部の被保険者について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していた。
平成 29 年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減を 2 割軽減に変更 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 9 割軽減を 7 割軽減に変更
平成 29 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：125,306 人 賦課総額 6,381,468,540 円 1 人当たり：50,927 円（軽減後） ● 後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適正処理について記者発表（富士川町）
平成 30 分年 04 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 30・31 年度保険料率等 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所得割合率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 620,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 賦課限度額 57 万円を 62 万円とする。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2 割軽減を廃止 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 7 割軽減を 5 割軽減に変更

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住所地特例対象者の追加 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）により県外の施設等に入所している山梨県内の国民健康保険住所地特例者が後期高齢者医療保険被保険者になった場合に、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに変更されました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
平成 30 年 07 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料本算定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者：127,584 人 賦課総額 6,814,729,920 円 1 人当たり：53,414 円（軽減後）
平成 30 年 08 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額療養費制度の見直しに伴う限度額適用認定証の交付 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 97 号）により制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等の見直しが行われた。（平成 30 年 8 月 1 日施行） ・ 現役並み所得者の高額療養費の算定基準額となる所得区分がⅠ、Ⅱ及びⅢに細分化され、所得区分Ⅰ及びⅡの被保険者に対して申請により限度額適用認定証を交付。

後期高齢者医療制度の概要（平成 29 年度版）

平成 30 年 10 月 発行

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35

山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671 / Fax 055-235-6373
